

## アソシエート登録申請キット内容

- ・ 概要書面
- ・ 別紙：製品一覧&注文
- ・ 別紙：登録&報酬プラン
- ・ アソシエート登録申請書
- ・ アソシエート登録申請書記入方法
- ・ プレファード・カスタマー登録注文書
- ・ ゆうちょ銀行自動払込利用申込書

### 概要書面 (2025年8月版)

本書の内容を十分にお読みください。

本書面（「アソシエート規約」を含みます。）は、特定商取引に関する法律第37条第1項に定められた交付書面です。マナテックの「アソシエート登録申請書」「別紙：製品一覧&注文」「別紙：登録&報酬プラン」と一体のものとしてマナテックのビジネスの概要を説明するものです。アソシエートとしての登録申請をする前に本書面をよく読んでその内容を理解してください。

#### 1. 統括者の名称、住所、電話番号および代表者の氏名

- 1.1 名称 マナテックジャパン合同会社
- 1.2 所在地 〒108-0075 東京都港区港南2-16-3 品川グランドセントラルタワー
- 1.3 電話番号 代表番号 03-5459-7650 カスタマーサービスセンター 03-6630-7569
- 1.4 職務執行者 ランデン・グランベル・フレデリック

#### 2. 製品の名称、種類およびその品質に関する重要な事項

「別紙：製品一覧&注文」「別紙：登録&報酬プラン」に記載のとおりです。

#### 3. 製品の販売価格、製品の引渡し時期および方法、その他製品の販売条件に関する重要な事項

本書面および「別紙：製品一覧&注文」「別紙：登録&報酬プラン」に記載のとおりです。

#### 4. 特定利益に関する事項

アソシエートは、特定の購入必要額を達成することで「報酬プラン」に基づきコミッションを得ることができます（「別紙：登録&報酬プラン」を参照）。

#### 5. 特定負担に関する事項

##### 5.1 アソシエート資格登録料

提供先 マナテックジャパン合同会社

【登録料】3,300円（税込）

初めてアソシエートの資格を取得しようとする者は、登録料の支払いが必要です。登録に際して製品購入の義務はありませんが、登録に伴って製品を購入する場合、その費用も特定負担となります。製品の名称、金額、種類およびその品質に関する重要な事項は「別紙：製品一覧&注文」に記載のとおりです。

### 提供の時期及び方法

アソシエート登録申請書を提出する前または同時に、現金（提供先であるマナテックの当社にて受領する場合のみ）、銀行振込またはゆうちょ銀行振替、あるいはクレジットカード（マナテックが受け付けるクレジットカードに限ります）のいずれかでお支払いいただきます。

### 解約に関する条件

アソシエートは、いつでも、マナテック所定の「任意解約通知書」でマナテックに通知することにより、何らの解約手数料、違約金その他いかなる名目であれ、損害賠償金の支払いを負担することなくアソシエート資格を解約できるものとします（アソシエート登録の解約または解除に伴う引渡済み製品の返品にかかる条件については、後述6.を参照）。

## 5.2 アソシエート資格更新料

**提供先** マナテックジャパン合同会社

**更新料および提供方法等**

【更新料】3,300円（税込）

- (1) アソシエートの資格期間は1年間です。アソシエートの資格を維持する為には、登録した日を更新日とし、次の1年間のための更新を行う必要があります（「アソシエート規約4.10」参照）。
- (2) アソシエートの地位を更新しようとする者は、更新時に、更新料の支払いが必要です。

## 6. アソシエート登録の解除または解約と製品の返還に関する事項

### 6.1 クーリング・オフ期間中の登録解除の場合

- イ 個人であるアソシエートは、特定商取引に関する法律第37条第2項の書面（具体的には、「契約書面」「マナテックカタログ」「登録&報酬プランガイドブック」）を受領した日、または初回購入製品を受領した日のいずれか遅い日から起算して20日を経過するまでは、書面によりアソシエート登録にかかる契約の解除を行うことができます。
- ロ イに記載した事項にかかわらず、個人であるアソシエートが、マナテックもしくはエンローラーが後述の8.に記載の禁止行為に関する定めに違反（故意による事実不告知または不実告知）もしくはスポンサーが後述の8.に記載の禁止行為に関する定めに違反（不実告知）したことにより誤認をし、またはマナテック、エンローラーもしくはスポンサーがアソシエート登録にかかる契約を締結させまたはその契約の解除を妨げるため威迫したことにより困惑し、これらによってイの契約の解除を行わなかった場合には、マナテック、エンローラーまたはスポンサーが交付した特定商取引に関する法律第40条第1項の書面（解除の妨害後の書面）を、当該個人であるアソシエートが受領した日から起算して20日を経過するまでは、当該個人であるアソシエートは、書面により当該契約の解除を行うことができます。
- ハ イまたはロの契約の解除があった場合において、マナテックは、その個人であるアソシエートに対し、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払を請求することができません。
- ニ イまたはロの契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を発したときに、その効力を生じます。
- ホ イまたはロの契約の解除があった場合において、その契約に係る製品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、マナテックの負担とします。
- ヘ イまたはロの契約の解除があった場合において、その契約に係る製品の代金が支払われているときは、マナテックは、個人であるアソシエートに対し、速やかに、その全額を返還します。

## 6.2 クーリング・オフ期間経過後の登録解約の場合

初回登録から12カ月以内のアソシエートは、上記6.1イまたはロに定めるクーリング・オフ期間経過後であっても、当社がクーリング・オフに準ずる状況であると判断した場合、以下の条件のもとで返品することができます。

①製品購入後、90日を経過していないこと。②未使用で再販可能な状態であること。③自らの責任で製品を滅失またはき損していないこと。ただし、製品の返品時には製品代金の10%を手数料としていただきます。なお、その場合は、当社指定の「任意解約通知書」を当社に提出し、解約を行うこととします。

## 7. クレジットカードによる支払いの場合の抗弁権の接続

アソシエートは、アソシエート登録にかかる支払いおよび／または製品の代金の支払いがクレジットカードでなされた場合、マナテックに対して生じている事由をもって、クレジット会社に対抗することができます。

## 8. 禁止行為

- 8.1 アソシエートは、アソシエート登録にかかる契約の締結について勧誘をするに際し、またはその契約の解除を妨げるために、次に掲げる事項について故意に事実を告げず、または不実のことを告げる行為をしてはなりません。
  - (a) 製品の種類及びその品質、並びに製品の効能、商標、製造者名および販売数量
  - (b) アソシエート登録または更新に伴う特定負担に関する事項
  - (c) アソシエート登録にかかる契約の解除に関する事項
  - (d) 特定利益（報酬プラン）に関する事項
  - (e) その他、相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項について
- 8.2 スポンサーとなるアソシエートは、アソシエート登録にかかる契約の締結について勧誘をするに際し、またはその契約の解除を妨げるために、上記8.1(a)から(e)に掲げる事項について不実のことを告げる行為をしてはなりません。
- 8.3 アソシエートは、アソシエート登録にかかる契約を締結させ、またはその解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはなりません。
- 8.4 アソシエートは、アソシエート登録にかかる契約の締結について勧誘するものであることを告げずに、営業所、代理店、露店、屋台店、その他これらに類する店または店舗に類する場所以外の場所で呼び止めて同行させること、その他電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法もしくは電磁的方法により、もしくはビラもしくはパンフレットを配布しもしくは拡声器で住居の外から呼び掛けることにより、または住居を訪問して、営業所その他特定の場所への来訪を要請する方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該契約の締結について勧誘することをしてはなりません。

# アソシエート規約

## (2025年2月更新)

### 1. 概要

- |                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| 1.1 アソシエート規約            | 1.5 ビジネス構築のための第三者との提携 |
| 1.2 インディペンデント・アソシエート    | 1.6 ダウンラインへの責任        |
| 1.3 アソシエート登録申請書とアカウント番号 | 1.7 登録の任意解約           |
| 1.4 法人                  | 1.8 休眠中アカウントの登録データ削除  |

### 2. ビジネス遂行、インターネット利用、製品販売、リクルートに関する規約

- |                                |                                |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 2.1 アソシエートによる広告                | 2.15 インターネット・ホームページと当社商標の使用    |
| 2.2 削除                         | 2.16 インターネット・ガイドライン            |
| 2.3 削除                         | 2.17 メール通信、ソーシャル・ネットワーキング・サービス |
| 2.4 電話応答                       | 2.18 FAX通信                     |
| 2.5 削除                         | 2.19 メディアとの接触                  |
| 2.6 当社の名称、ロゴ、商標の使用について         | 2.20 見本市および展示会                 |
| 2.7 第三者機関作成の資料およびその使用          | 2.21 製品の小売り                    |
| 2.8 製品の表現と製品摂取における注意事項         | 2.22 動物向けの宣伝・販売                |
| 2.9 ビジネス・ツール (MPM) の複製         | 2.23 当社に関する説明                  |
| 2.10 マナテック製品の販促におけるマナテックの特許の使用 | 2.24 報酬プランと得られる収入についての虚偽の説明    |
| 2.11 削除                        | 2.25 医療上の虚偽の説明、その他の禁止事項        |
| 2.12 体験談の使用                    | 2.26 削除                        |
| 2.13 ネット・オークションへの出品            | 2.27 削除                        |
| 2.14 削除                        | 2.28 マナテックを害する行為               |

### 3. 国際活動に関する規約

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 3.1 国際ビジネス活動の方法 | 3.3 国際スポンサー活動      |
| 3.2 製品の贈与       | 3.4 アソシエート リロケーション |

## 4. スポンサーシップに関するビジネス・ルール

- |     |                      |      |                    |
|-----|----------------------|------|--------------------|
| 4.1 | スポンサー／エンローラーを選択する権利  | 4.9  | 不正なリクルート活動と他社製品の販売 |
| 4.2 | 別のスポンサー選択の誘導         | 4.10 | 更新                 |
| 4.3 | スポンサー情報とエンローラー情報     | 4.11 | ダウンライン・レポート        |
| 4.4 | スポンサーシップ・ラインの変更      | 4.12 | 機密保持の必要性           |
| 4.5 | アソシエート・ポジションの譲渡等     | 4.13 | コミッションの支払い         |
| 4.6 | アソシエートのポジションの継承      | 4.14 | 所得に対する税金           |
| 4.7 | マルチプル・ポジショニング        | 4.15 | コミッションの調査要請        |
| 4.8 | 配偶者および家族のクロス・スポンサリング |      |                    |

## 5. オペレーション、注文、製品の交換・返品・払い戻し、配送

- |     |             |      |            |
|-----|-------------|------|------------|
| 5.1 | 注文          | 5.8  | 消費税        |
| 5.2 | 注文における留意点   | 5.9  | 個人使用のための購入 |
| 5.3 | オートシップ・オーダー | 5.10 | 製品の在庫      |
| 5.4 | 削除          | 5.11 | 70%ルール     |
| 5.5 | 支払い方法       | 5.12 | 欠陥製品の交換    |
| 5.6 | 削除          | 5.13 | 顧客満足の保証    |
| 5.7 | クレジットカード    | 5.14 | 配送         |

## 6. 法律、条例、および懲戒処分手続

- |      |            |      |                  |
|------|------------|------|------------------|
| 6.1  | 規約の改定      | 6.11 | 紛争の解決            |
| 6.2  | 規約の訂正・削除   | 6.12 | 懲戒処分手続           |
| 6.3  | 譲渡         | 6.13 | 懲戒処分不服申立て手続      |
| 6.4  | 法令遵守       | 6.14 | 当社によるアソシエート登録の解約 |
| 6.5  | 政府関係当局との接触 | 6.15 | 解約の効力            |
| 6.6  | 削除         | 6.16 | 制裁措置             |
| 6.7  | 削除         | 6.17 | 解約後の復活           |
| 6.8  | 規約の理解の必要性  | 6.18 | 第三者との紛争          |
| 6.9  | ミーティングの監視  | 6.19 | 準拠法              |
| 6.10 | 規約違反の報告    | 6.20 | 合意管轄裁判所          |

# 1 概要

## 1.1 アソシエート規約

本アソシエート規約（以下、「本規約」という。）は、日本における「アソシエート登録申請書」に組み込まれ、その重要な一部分を構成します。マナテックジャパン合同会社（以下、「当社」という。）は、米国に本部を置き全世界に展開するマナテック・グループ（以下、「マナテック」という。）の一社です。当社のインディペンデント・アソシエート（以下、「アソシエート」という。）は、当社が規定する本規約、「アソシエート登録申請書」、「報酬プラン」を遵守する義務があります。また、アソシエートの住所や事務所所在地、アソシエートがマナテック・ビジネスを展開する地域を管轄する地方自治体および日本国におけるあらゆる適用法規も遵守する義務があります。各アソシエートは、「アソシエート登録申請書」に従う責任がありますので、本規約を注意して熟読してください。本規約は、すべてのアソシエートに適用され、厳格に執行されます。アソシエートによる本規約違反は、本規約に基づき課されるアソシエート登録の解約処分等の懲戒処分の対象となることがあります。当社は、適切とみなされる場合、本規約において明記された諸規定およびその適用を説明することなく除外・修正する権利を有します。本規約の変更は、当社ホームページ (<https://www.mannatech.co.jp/>) に掲載した時点より効力を生じるものとします。

## 1.2 インディペンデント・アソシエート

当社では、「インディペンデント・アソシエート」を指して、単に「アソシエート」といいます。アソシエートは、自身の使用および（または）顧客への小売りのために製品を購入し、特定の購入必要額を達成することで報酬プランに基づいてコミッションを得ることができます。アソシエートには次のような権利があり、また責任を負います。

- 1.2.1 アソシエートは、マナテックが事業を展開する国において、マナテック製品の売上によるコミッションを得ることができます。
- 1.2.2 アソシエートは、法律や税制上などすべての点において、独立した事業者です。アソシエートと当社の間には、雇用関係やパートナーシップ、代理人、合併事業などの関係は一切ありません。アソシエートは、当社従業員に与えられる恩恵を受け取ることはできません。売上やコミッションによる所得の申告や納税についても、アソシエート個人が全責任を負います。アソシエートは、税務処理のために、各自で帳簿等を記録し、保管する必要があります。アソシエートは、本規約に違反しない方法で時間の使い方や販売の仕方を自身で自由に決めることができます。
- 1.2.3 アソシエートは、各自で債務、経費などに関わる何らかの契約を行う際に、当社の名称を使用することはできません。負債の借入書や経費の領収書などにも当社の名称を使用することはできません。また、当社の名称で銀行口座を開設することもできません。
- 1.2.4 当社は、アソシエートの負債あるいは責任に対し、その内容の如何にかかわらず、一切の責任を負いません。
- 1.2.5 アソシエートは、常に、書面上および口頭において、自分の立場が「インディペンデント・アソシエート」であることを称する義務があります。
- 1.2.6 当社には、本規約遵守を確認するために、アソシエートに対し、当該アソシエートのビジネスやダウンラインに関する情報を要求する権利があります。

1.2.7 コミッションは小売りおよびアソシエート自身の組織内の製品流通に対してのみ支払われます。アソシエートが、他のアソシエートをスポンサーしたり、他のアソシエートが当社の報酬プランに継続して参加していることに対して利益を得たり、コミッションが支払われたりすることはありません。また、単に報酬プランに参加しているだけで収入は保証されません。

1.2.8 アソシエートは、マナテック・ビジネスを遂行するにあたり、すべての適用される法律および条例を遵守する義務があります。

1.2.9 アソシエートは、他のアソシエートまたはアソシエート候補者に対して、当社が認めていない方法で、当社の製品、サービスおよびビジネスの機会を広告、宣伝および販売してはなりません。

1.2.10 アソシエートは、マナテック・ビジネスを展開する際に、当社によって解約されたアソシエート、または解約されたアソシエートのパートナー<sup>\*</sup>によるビジネス・サポートを受けてはなりません。（※パートナーとは、登録申請者と1つのアカウント番号を共有し、一緒にビジネス活動をする個人をいいます。すでにアソシエート／プレファード・カスタマー登録をしている人はパートナーにはなりません。保有しているポジションを解約し、12カ月経過後にパートナー登録が可能となります。当社は、パートナー登録申請・変更を、当社の判断で拒否する権利を有します。）

1.2.11 アソシエートは、アソシエート自身の代理人、またはパートナーであっても、当社が本規約を逸脱して行動していると判断した人物によるビジネス・サポートを受けてはなりません。

1.2.12 アソシエートは当社のインディペンデント・アソシエートである間は、M5M財団の役員、取締役、または従業員になることはできません。

## 1.3 アソシエート登録申請書とアカウント番号

1.3.1 アソシエートになることを希望するすべての個人および法人は、アソシエート登録申請書に本人が署名した上で、当社に提出する必要があります。なお、当社には独自の裁量により、一切の説明なく、いかなる申請に対してもその受け入れを拒絶する権利があります。一人の個人が複数のアカウントを所有することはできません。（法人登録は除く。）20歳未満の方と学生の申請は受理されません。虚偽の内容で申請された場合、また登録後に虚偽申告が発覚した場合、当社はアソシエート登録を解約し、アカウント登録をした個人は懲戒処分（アソシエート規約6.12項）の対象となります。

1.3.2 当社は必要事項が未記入のアソシエート登録申請書を独断で拒絶する権利を有します。

1.3.3 当社へ提出するアソシエート登録申請書は、必要事項がすべて記入され、申請者本人によって署名されなければなりません。登録住所は、個人登録の場合には現住所、法人登録の場合には履歴事項全部証明書に記載されている住所を記載しなければなりません。また、当社はアソシエートに本人確認のための書面の提出を請求する権利を有します。アソシエート登録申請書は、当社に受理された時点で有効となります。記入漏れ、または虚偽の記載事項がある場合、アソシエート登録申請書は当社に受理されず、返却されない場合があります。

1.3.4 アソシエート登録申請書が受理されると、アソシエートとして登録され、当社のアカウント番号が割り振られます。また、登録申請者本人からの登録料の支払いが確認されると、当社から登録申請者に対し、アソシエート登録完了キットが発送されます。アカウ

ント番号は、アソシエートをスポンサーする場合、製品を注文する場合、コミッションについての調査を行う場合の正式な識別番号になります。

- 1.3.5** アソシエートは、氏名や住所などの登録情報に変更が生じた場合は、変更のあった日から14日以内に、当社に文書による通知を行わなくてはなりません。
- 1.3.6** 虚偽の署名や捺印をした上でアソシエート登録申請書を当社に提出することは本規約違反となり、即刻アソシエート登録の解約処分となることがあります。また、その他の必要事項に虚偽の記載がある場合も、アソシエート登録の解約処分となることがあります。
- 1.3.7** アソシエート登録申請書は、必ず、当社が通し番号をつけたものを使用しなくてはなりません。登録申請者はアソシエート登録申請書に必要事項をすべて自身で記入し、署名しなければなりません。登録申請者は、当社に提出したアソシエート登録申請書の控えを保管しておく必要があります。
- 1.3.8** アソシエートになることを希望する個人は、本規約1.3で定める書面による申請のほか、マナテックが運営するウェブサイトを使用してアソシエート登録を申請することができます。ウェブサイトによるアソシエート登録申請には、本規約1.3の規定が準用されます。
- 1.3.9** アソシエート本人はプレファード・カスタマー登録をすることはできません。またプレファード・カスタマーはアソシエート登録をすることはできません。プレファード・カスタマーがアソシエート登録をしたい場合は「任意解約通知書」(書類番号1806003)によって、プレファード・カスタマーのポジションを解約し、アソシエート登録申請書に署名した上で、当社に提出する必要があります。アソシエートとプレファード・カスタマーのポジションを同時に所有していることが発覚した場合は、当社の判断でどちらかのポジションを解約する権利を有します。

## 1.4 法人

- 1.4.1** 法人名でアソシエート登録申請を行う場合は、当社指定の「法人情報登録書・保証と免責の表明」(書類番号1806403)に全ての株主、役員の氏名・住所を記載しなければなりません。アソシエート登録申請に際し、登録申請法人は、「法人情報登録書・保証と免責の表明」に代表者が署名し、代表印を捺印した上で、履歴事項全部証明書および印鑑証明書の原本(いずれも発行から3カ月以内のもの)を添付し、アソシエート登録申請書と一緒に、当社に提出する義務があります。また、アソシエート登録申請書には、代表者の氏名、生年月日および電話番号が記載されていなければなりません。
- 1.4.2** アソシエート登録申請書は、必要な書類が添付されなければ受理されません。法人に新しい株主、役員が加わった場合には、「情報変更通知書」(書類番号1802903)または新たな「法人情報登録書・保証と免責の表明」を当社に提出しなければなりません。株主、役員のいかなる変更についても、変更から14日以内に当社へ通知する義務があります。
- 1.4.3** 当社はアソシエートの法人名変更を承認する権利を有します。アソシエートは、法人名を変更する場合には、事前に当社に申請し、その承認を得なければなりません。当社は、不適当と思われる場合、他の名称、商標、サービス・マーク、または法律に抵触する場合、法人名変更を拒絶する権利を有します。当社が法人名の変更を承認した場合、「情報変更通知書」(書類番号1802903)

または新たな「法人情報登録書・保証と免責の表明」(書類番号1806403)に変更後の法人名を記載し、提出されなければなりません。当社との混同を避けるため、「マナテック」、マナテック製品の名称、およびマナテックの商標を法人名として使用してはなりません。

## 1.5 ビジネス構築のための第三者との提携

- 1.5.1** 本規約において、「第三者」とは、アソシエート自身以外のアソシエートや、当社とは無関係にビジネス構築方法、製品、サービスを提供する個人や企業のことを指しますが、これらに限られません。
- 1.5.2** 当社は、アソシエートに収入その他の提示や保証をしたり、ダウンライン組織の構築を提示するいかなる第三者も認めません。加えて、当社は個人、企業を問わず、第三者のビジネス・ツールを用いた収入の提示についても一切保証しません。
- 1.5.3** 仮に、アソシエートが第三者と契約を締結する場合は、すべてがアソシエートの自己責任になります。当社は、アソシエートが第三者と締結した契約に対して一切責任を負いません。当社は、上述したような契約の締結の結果、アソシエートに負担が生じた場合、一切弁済をする義務はありません。
- 1.5.4** アソシエートは、当社製品の販売、ビジネス・チャンス、報酬プラン、その他の事項に関連して、当社ビジネスと同様または類似する形態のビジネスを第三者と提携して行う契約を締結することはできません。当社はこのような契約を認めず、アソシエートと第三者との契約およびアソシエート間の契約から生じたトラブルに関与しません。
- 1.5.5** 当社は、マナテック製品または報酬プランを、他のいかなる形態のビジネスと関連させて紹介／提示することを認めません。
- 1.5.6** アソシエートは第三者に対し、アソシエートの製品販売を手伝うことの見返りとして現金報酬・コミッション、あるいは他の何らかの利益を受け取れると説明し、当社の製品を購入するように仕向けてはなりません。

## 1.6 ダウンラインへの責任

- 1.6.1** アソシエートは、自身のダウンライン組織を教育訓練し、ビジネスを効果的かつ合法的に成功するよう激励する責任があります。自身のダウンラインに対し、そのスポンサーやアップラインの収入が有利になるように構築したり、長期的にはそのアソシエートの地位に損失を与えるような助言を行うことは禁止します。
- 1.6.2** アソシエートは、直接スポンサーしているアソシエートからの質問に答える責任があります。当社に関する質問があるアソシエートはその解決のために自身のアップラインのスポンサーに連絡しなければなりません。
- 1.6.3** アソシエートは、アソシエート登録申請書を記入する前、または新しいポジションを登録する前に、誰がエンローラーに関するコミッションを受け取るかをダウンラインと討議の上決定しなければなりません。当社はこれら金銭に関わる同意について起こるアソシエート間の論争の解決に責任を負いません。当社は提出された情報に基づいてコミッションを支払います。
- 1.6.4** アソシエートは、自身のダウンラインに対し、本規約5.13に規定されている「顧客満足の保証」の方針を十分に説明する責任があります。

## 1.7 登録の任意解約

**1.7.1** アソシエート登録の任意解約を希望するアソシエートは、文書によって当社に通知する必要があります。「任意解約通知書」(書類番号 1806003) に記入し、自署にて署名し、当社に送付してください。

**1.7.2** 任意解約をしたアソシエートは、完全な 12 カ月の「待機期間」(解約する月の次の月の第 1 日目から起算開始します。) 経過後に、再登録することができます。同じスポンサー、エンローラーのもとであれば 12 カ月の待機期間に関係なく、「アカウントの再開」が可能です。(参照:本規約 4.4 「スポンサーシップ・ラインの変更」)。  
解約したアソシエートの配偶者、扶養している家族は、解約したアソシエートが再登録の権利を得るまで別のエンローラーの元およびスポンサーシップ・ラインでアソシエート登録することができません。

**1.7.3** アソシエートには 20 日間のクーリング・オフ期間が与えられます。その間にアソシエート登録解除の意思を書面で当社に連絡することにより、送料を含む全額払い戻しの権利が与えられます。20 日間のクーリング・オフ期間は、アソシエートが特定商取引に関する法律第 37 条第 2 項の書面(具体的には、「契約書面」、「マナテックカタログ」「登録&報酬プランガイドブック」をいいます。)を受け取った日、または初回購入製品を受領した日のいずれか遅い方の日付から開始されます。

**1.7.4** 初回登録から 12 カ月以内のアソシエートは、上記 1.7.3 に定める 20 日間のクーリング・オフ期間が過ぎた後であっても、当社がクーリング・オフに準ずる状況であると判断した場合、解約と同時に以下の条件のもとで返品を要求することができます。①製品購入後、90 日を経過していないこと。②未使用で再販可能な状態であること。③自らの責任で製品を滅失またはき損していないこと。この場合、当社に返品する旨を事前に通知する必要があります。当社は手数料として購入時の会員価格(税込)から 10%を差し引いて返金します。

**1.7.5** アソシエートが 20 日間のクーリング・オフ期間後に、当社に返品する場合、その送料はアソシエートの負担になります。

## 1.8 休眠中アカウントの登録データ削除

24 カ月以上製品のご注文履歴のない方のアカウント情報は、会員登録システムから完全に抹消され利用できなくなります。抹消は、定期的に、当社の独自の判断により行います。当該アカウントの方が製品購入の再開を希望する場合は新規登録が必要となります。

# 2 ビジネス遂行、インターネット利用、製品販売、リクルートに関する規約

## 2.1 アソシエートによる広告

**2.1.1** アソシエートが、ラジオ、テレビなどの媒体を通じて製品、ビジネスなどマナテックに関わるすべての広告を行うことを禁止します。

**2.1.2** 当社はアソシエートが独自の広告宣伝媒体を製作することを禁止します。当社はアソシエートが利用することを目的とした広告宣

伝媒体を提供します。当社が提供した広告宣伝媒体は改変しない状態で使用しなければなりません。当社が提供した広告宣伝媒体であっても、過去に作成され現在は使用されていない媒体の使用は禁止します。

## 2.2 削除

## 2.3 削除

## 2.4 電話応答

アソシエートは、電話で応答を行う際に、相手に当社に電話していると誤認させるような応対をしてはなりません。特に、電話を受ける際に「マナテックです」、「マナテックジャパンです」など、当社の社名を名乗ることを禁止します。

## 2.5 削除

## 2.6 当社の名称、ロゴ、商標の使用について

**2.6.1** アソシエートは、マナテックの名称、ロゴ、商標、マナテック製品の名称を、当社が認めていない方法で使用することはできません。

**2.6.2** アソシエートは「インディペンデント・アソシエート」のロゴのみ使用することができます。

**2.6.3** アソシエートは、自身のビジネス、法人、メール・アドレスに、当社または当社を誤認させるような名称や商標を使用することはできません。アソシエートは当社の名称で銀行口座やゆうちょ銀行口座を開設してはなりません。アソシエートは当社の許可を得ずマナテックの商標を使用すると、当社からいかなる補償を受けることなく、その使用を中止するように要請されることがあります。

**2.6.4** アソシエートは、当社が提供した広告宣伝媒体を用いる場合以外で、当社の従業員、当社を支持する博士、役員、コンサルタント、アスリート、著名人などの名前を使用してはなりません。

**2.6.5** アソシエートは、当社のビジネス活動を行う際に、病院、研究所、他の会社の名称について言及してはなりません。

## 2.7 第三者機関作成の資料およびその使用

**2.7.1** 販促資料、一般資料または当社が作成していないその他の資料は「第三者機関の資料」とみなされます。この定義には印刷物、音声、映像、または電子的形態のいずれかにおける販促資料およびその他の資料を含みます。

**2.7.2** 資料が、当社と同業界における他の企業においても利用可能である場合、「一般的」とみなされます。

**2.7.3** アソシエートは特定の疾病、疾病の経過、もしくは疾病の症状に関連づけた当社製品、当社製品の成分、糖質栄養素食品の特長に関連付けた第三者の資料、または本規約の 2.8、2.25 に違反するような資料の製作、販売、または配布が禁止されています。アソシエートは当社および当社の報酬プランを説明、あるいは、グループにおけるトレーニング、製品に関連した説明をする場合は当社が作成した資料のみを使用しなければなりません。

**2.7.4** 2.7.3 に規定される要件に加え、アソシエートは以下の場合に限って、一般資料を使用することができます。

**2.7.4.1** 当社商号、当社製品、および製品の具体的な成分、または報酬プランに関連しない場合。

2.7.4.2 当社製品もしくはビジネス活動の促進または販売など、当社に特化した内容で製作されたものでない場合。

## 2.8 製品の表現と製品摂取における注意事項

アソシエートおよびブレファード・カスタマーは、当社製品は、いかなる疾病の予防、治療、または治癒を対象として推奨されるものではなく、医師の利用または立証されている治療法の代替となることを意図したものではないことをよく理解しなければなりません。また、自身の製品摂取についても、疾病の予防、治療、または治癒を目的として摂取しないこととします。また、持病がある場合には、摂取の可否および量等について、必ず事前に主治医に相談し、その許可を得るものとします。また、個人の健康状態に関する質問は、医師に問い合わせるものとします。

## 2.9 ビジネス・ツール (MPM) の複製

アソシエートは、当社作成のビジネス・ツール (MPM) を、抜粋せずに完全な状態でのみ複製することができます。アソシエートは、当社作成の音声資料や映像資料を複製、録音、録画してはなりません。すべての資料の著作権はマナテックに帰属しています。

## 2.10 マナテック製品の販促におけるマナテックの特許の使用

マナテック製品に関する特許（出願後設定登録前のものも含む。）が存在する場合であっても、アソシエートは、マナテックがその製品用に作成したラベルまたはビジネス・ツール (MPM) に、当該特許に関する記載がない場合は、当該特許に関して言及してはなりません。

## 2.11 削除

## 2.12 体験談の使用

### 2.12.1 「利用者の声」(体験談)

アソシエートは当社製品の宣伝広告、インターネット・雑誌掲載、説明会等において行われる演述等の製品の販売に関連して、当社製品に含まれる糖質栄養素、アンプロトースその他一切の成分に関する、疾病の治療または、予防を目的とする効能効果および身体組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効能効果の標榜等医薬品的な効能効果の標榜、用法用量の標榜および含有成分（原材料）の標榜などの医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反に該当する「利用者の声」(体験談) を使用しないものとします。

### 2.12.2 オポチュニティ・ミーティング

2.12.1 にしたがって、オポチュニティ・ミーティングの主催者は出席者に、当社製品の使用後に個人的に経験した、全般的な健康改善および、体調について当社製品に含まれる糖質栄養素、アンプロトースその他一切の成分に関する、疾病の治療または予防を目的とする効能効果および身体組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効能効果の標榜等の医薬品的な効能効果の標榜、用法用量の標榜および含有成分（原材料）の標榜などの医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反に該当しない範囲で、「利用者の声」(体験談) を発表させることができます。医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反該当性についての判断は個々のアソシエートに委ねられるものとします。オポチュニティ・ミーティングにおいて、「利用者の声」(体験談) を発表する際には、適切な免責事項が表示されなければなりません（以下の文章を参照）。ただし、免責事項の表示により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反を免れるわけではありません。また、免責事項の表示の有無

に関わらず、当社はアソシエートによる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反により発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

**免責事項：マナテックの栄養補助食品は健康および、全般的な体調の維持を目的としています。マナテックはマナテック製品を対象としてのみ、製品ラベル上、またはマナテックが承認した販促資料において、これらの見解を表明します。マナテックの栄養補助食品はいかなる疾病の予防、治療、または治癒を対象として推奨されるものではなく、医師の利用または立証されている治療法の代替となることを意図したものではありません。**

### 2.12.3 記録

オポチュニティ・ミーティングにおいて発表される「利用者の声」(体験談) の記録 (音声、映像、またはその他) は禁じられています。

### 2.12.4 教育ミーティング

教育ミーティングは情報伝達のみを目的としており、製品または当社のビジネスのプロモーションは行われたいものとします。

### 2.12.5 写真、ビデオテープ、およびその他のメディア

本規約において認められている場合を除き、当社製品に含まれる糖質栄養素、アンプロトースその他一切の成分に関する、疾病の治療または予防を目的とする効能効果の標榜等の医薬品的な効能効果の標榜、用法用量の標榜および含有成分（原材料）の標榜など医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反に該当する「使用前、使用后」等の写真、ビデオ、またはその他のメディアの使用は一切禁じられています。

## 2.13 ネット・オークションへの出品

アソシエートは、インターネット・オークション等、インターネット上でマナテック製品を販売、譲渡、掲載、宣伝広告してはなりません。また、インターネット上で販売、譲渡、掲載、宣伝広告する可能性のある第三者に販売してはなりません。アソシエートは、マナテック製品を第三者に販売または譲渡する場合、本条に基づいて自らが当社に対して負う全ての義務と同等の義務を当該第三者にも負わせるものとし、当該第三者がその義務違反をしたときは当該第三者と連帯してその責任を負うものとします。本条に違反した場合、本規約に基づき懲戒処分の対象となります。

## 2.14 削除

## 2.15 インターネット・ホームページと当社商標の使用

### オンライン広告規制

インターネット・サイトでオンライン広告をするときには、特定商取引法による法定記載事項を遵守する必要があり、必ず以下の事項を表記しなければなりません。

- 1) 商品名
- 2) 商品の種類
- 3) 特定負担にかかわる事項
- 4) 特定利益の計算方法（ただし、特定利益について広告をするときのみ必要）
- 5) 広告をする統括者の名称、住所及び電話番号

### 2.15.1 インターネットの使用

当社はホームページ <https://jp.mannatech.com> および <https://www.mannatech.co.jp> を提供しています。アソシエートはMannatechビジネスを促進するために、独自のWebサイト、ブログ及び電子メディア（例えばYouTube、Instagram、Facebook、Xなど）上でマナテック、その商標、名称、製品、またそのビジネス・チャンスを宣伝広告する場合、以下の規定を遵守

しなければなりません。(以下、「アソシエート・インターネット・サイト」といいます。) 当社はアソシエートとコンテンツの提供者によるホームページの素材に対して一切責任を負いません。

- 2.15.2** 当社は、マナテックの会社、役員、従業員、アソシエート、商標、知的財産権、ビジネスに関連して、本規約に従わない、または適切でないインターネット上の素材を撤去するための差し止め請求権を含むすべての合法的な対応策を講じる権利を有します。

**2.15.3 会社名/知的財産の使用**

アソシエートは会社が作成した宣伝用の資料に従わなければなりません。当社の名称、ロゴ、商標、著作権、マナテック製品の名称、成分に言及する際や、ビジネス・チャンスについて話し合う際、アソシエート規約および関連する法令規則を遵守し、適切な知的財産の表示(商品名、商品の種類、特定負担にかかわる事項、特定利益の計算方法(ただし、特定利益について広告をするときのみ必要)、広告をする統括者の名称、住所及び電話番号)および製品説明を使用しなければなりません。またアソシエートは、公衆に対して自分が当社のインディペンデント・アソシエートであることをわかりやすく称しなければなりません。

**2.15.4 当社のWebサイトへのリンク**

アソシエートは <https://jp.mannatech.com> および <https://www.mannatech.co.jp> への直リンクを、独自のアソシエート・インターネット・サイトに貼ることができます。

**2.15.5 検索エンジン**

アソシエートは <https://jp.mannatech.com> および <https://www.mannatech.co.jp> への直リンクを、独自のアソシエート・インターネット・サイトに貼ることができますが、但し検索パラメータ(メタタグ、サーチおよびソースコードなど)が準拠したものであることをその条件とします。

**2.15.6 特定の疾病名**

特定の疾病名、疾病の訴求または疾病の経過に関するキーワードの広告表示をしてはならず、これらについて述べているホームページに広告を記載してはならず、またこれらを記述する検索パラメータを利用してはなりません。

**2.15.7 禁止行為**

独自のアソシエート・インターネット・サイトでは、以下を行ってはなりません。

- 2.15.7.1** マナテック製品、マナテック製品の成分または糖質栄養素(これらを明確に記載していない場合であっても、これらを推知しようと当社が実質的に判断する方法による場合も含みます。)が特定の疾病、疾病の訴求または疾病の経過を治癒、治療、緩和または予防すると標榜または暗示するコンテンツ(テキスト、体験談、音声、画像、動画またはその他)を掲載してはなりません。

- 2.15.7.2** マナテックの製品、マナテック製品の成分または糖質栄養素(これらを明確に記載していない場合であっても、これらを推知しようと当社が実質的に判断する方法による場合も含みます。)が特定の疾病、疾病の訴求または疾病の経過を治癒、治療、緩和または予防すると標榜または暗示するコンテンツが掲載されている別のホームページへのリンクを貼ってはなりません。

- 2.15.7.3** 当社名、当社製品名、当社の商標(これらを明確に記載していない場合であっても、これらを推知しようと当社が実質的に判断する方法による場合も含みます。)または疾病名/疾病の症状をURLに記述してはなりません。

- 2.15.7.4** マナテック、マナテックの製品(これらを明確に記載していない場合であっても、これらを推知しようと当社が実質的に判断する方法による場合も含みます。)または公衆に対するビジネス・チャンスを誤認させるコンテンツ(テキスト、体験談、音声、画像、動画またはその他)を掲載してはなりません。

- 2.15.7.5** 名称の変更、ラベルの貼り替えまたは再包装のいずれかの方法によって、異なった製品名またはジェネリック製品名でマナテック製品を提供してはなりません。

- 2.15.7.6** <https://jp.mannatech.com> および <https://www.mannatech.co.jp> への直リンクを貼ること以外の電子取引形態を利用してはなりません。

**2.15.8 サイトに対する責任**

アソシエート・インターネット・サイトに掲載されているマテリアルについての厳格責任は、アソシエートおよびコンテンツの提供者が負います。

**2.15.9 権利の留保**

当社は、当社、当社の役員、取締役、従業員、アソシエート、商標、専有財産、製品または事業が関係する、本規約に従わない、または適切ではないマテリアルをインターネット上から撤去するために当社が講じる規約違反への対応に加え、法に基づき利用可能なあらゆる救済(差し止め命令による救済を含みます。)を求める権利を留保します。規約違反に対する懲戒処分は、警告からアソシエートの解約までの段階的な種類があり、第6.12.13項に定めています。

## 2.16 インターネット・ガイドライン

当社では、パスワードによって保護されたホームページ情報に対するアクセス権をアソシエートに提供しています。このホームページ情報は、対アソシエート限定のコミュニケーション・ツールとして提供されるものです。リクルートおよび(または)製品販売の目的で、パスワードによって保護されたページを利用することはできません。該当する部分としては、体験談、メッセージ・ボード、およびビデオ映像などがあげられますが、これらに限られません。当ホームページ情報へのアクセス目的で、アソシエートが第三者にパスワードを提供してはなりません。アソシエートによるインターネットの誤用は、本規約に基づき、懲戒処分の対象となります。

## 2.17 メール通信、ソーシャル・ネットワーキング・サービス

アソシエートは、自身のダウンラインに当社の情報を伝達する手段として、メールを利用することができます。文書による通信をダウンラインおよびクロス・ライン組織に送信する前に、その内容が本規約、および通信に適用される法律に従っているかを、アソシエート自身の責任において確認する必要があります。本規約にアソシエートが違反した場合は、本規約に基づく懲戒処分の対象となります。

メールやSNSの規制(特定電子メール法)

メールやSNS(LINEを含む)によるリクルートを目的とした広告を行うとき、「特定電子メール法」によって「原則としてあらかじめ送信の同意を得た者以外の者への送信禁止」「一定の事項に関する表示義務」「送信者情報を偽った送信の禁止」「送信を拒否した者への送信の禁止」などが定められています。相手方の同意がなければ、メール自体を送信することができません。(オプトイン制度)

但し、相手の同意があっても下記の条件を遵守する必要があります。

- 1) 法定の広告表現とアソシエート規約第2項を全て満たした内容のメールやSNS(LINEを含む)であること。
- 2) 事前に相手方の承諾や請求を受けること。

3) 2) の記録を保存すること。

上記条件を遵守したメッセージを作成することは極めて難しいため、リクルートを目的とした広告メールやメッセージを送信すること自体、原則として禁止しています。

**2.17.1** 送信者リストからの名前の削除を希望する受信人は、送信人に直接連絡をとらなければなりません。送信人は、その要求を受け取り次第、当該希望者をただちに送信者リストから削除する必要があります。

**2.17.2** アソシエートは本規約の2.7、2.8および2.25に抵触する資料を他のアソシエートおよび、アソシエート候補者に送付、あるいは引用してはなりません。

**2.17.3** アソシエートが、当社、報酬プラン、製品を宣伝するために、相手から求められていないにもかかわらず一方的にメールを送りつけたり、インターネット上の掲示板にメッセージを投稿したりすることを固く禁止します。チャットルームに参加するアソシエートは、自身の責任において参加し、その場での発言に責任を負います。アソシエートは、すべての形式の電子メッセージにおいて、医学的見地における説明、および製品、収入に関する虚偽の説明を禁止する本規約に従わなくてはなりません。

**2.17.4** 当社は、アソシエートが、事前に承諾を得ていない者に対し、メールおよびソーシャル・ネットワーク・サービス（Mixi・Gree・モバゲータウン・Facebook等を含みますが、これらに限りません。）を利用して広告することを禁止します。また、当社はアソシエートが、ソーシャル・ネットワーク・サービスを利用してマナテック・ビジネスに関する広告を閲覧できるようにすることを禁止します。

**2.17.5** 当社は予めメールによる情報配信を希望したアソシエートに対し、今後のイベントや一般情報に関してメール（メール・アドレスが提示されている場合）によってお知らせする場合があります。このような通信を受け取りたくない場合は、担当部門にご連絡ください。

**2.17.6** アソシエートは、本規約に抵触しない内容であれば、自身のマナページにリンクを貼り、または参照することができます。抵触する内容には、関連法令違反のウェブサイト、疾病に関連付けるもの、個人の体験談、獲得した収入などが含まれますが、それらに限られません。

**2.17.7** アソシエートは、サクセス・トラッカー、自身のマナページ、その他当社のビジネス・ツールやシステムに、以下の内容の素材を貼付け、ダウンロード、アクセス、保存または配布してはなりません。

- 1) 常識を欠く、攻撃的、脅迫的、故意に誤った、中傷的な、あるいは関連法令に抵触する等、いわゆる悪質なものを。
- 2) 当社の評判を傷つけたり、当惑させたりする、あるいは当社の製品、経営陣やアソシエートを誹謗中傷するもの。

また、アソシエートはサクセス・トラッカー、自身のマナページ、その他当社のビジネス・ツールで、個人的なメッセージを広めたり、第三者のビジネスの機会を提供、広告宣伝すること、複製を許可されていない著作権のある素材を伝送したり、ダウンロードしたりしてはなりません。本条に違反した場合、本規約に基づき懲戒処分の対象となります。

## 2.18 FAX通信

アソシエートが、当社製品、報酬プラン、ミーティング、その他の当社関連の情報を、販売、宣伝するために、相手から求められていないにもかかわらず一方的にFAXを送信することを当社は固く禁止します。アソシエートは、事前に合意を取り付けた者にだけFAXを送信することができ

ます。ただし、受取人がその合意を取り消した場合、送信人はただちにFAX送信を中止する必要があります。当社は今後のイベントや一般情報に関して、FAX（FAX番号が提示されている場合）によってアソシエートにお知らせする場合があります。このような通信を受け取りたくない場合は、担当部門にご連絡ください。

## 2.19 メディアとの接触

**2.19.1** すべてのメディア（ラジオ、テレビ、新聞、雑誌他すべての定期刊行物または媒体）からの照会に関して、当社への連絡が必要です。直接、間接を問わず、またその形態を問わず、アソシエートがメディアに接触し、当社、当社製品、ビジネス、報酬プランについて、またいかなる体験談についても話すことを固く禁止します。メディアがアソシエートに接触してきた場合には、アソシエートは当社を代表することはできません。

### 2.19.2 個人的な出演

アソシエートが、当社を代表して、テレビ、ケーブルテレビ、ラジオなどに出演することは禁止されています。たとえ事前の承認があったとしても、本規約により破棄される場合があります。その場合、当社への事前の文書による承認の申請が改めて必要になりますが、理由の開示なしに拒絶されることがあります。

### 2.19.3 広報

アソシエートが、広報の手段として、ニュースリリース、記事、ワイドショーをはじめとしたあらゆる放送メディアを利用することは禁止します。

### 2.19.4 ミーティングの告知

新聞や定期刊行物に、一般向け説明会の開催告知を掲載する場合は、本規約に従わなくてはなりません。その場合、特に、収入、医学的、疾病に関する事項、病名を掲載してはなりません。

## 2.20 見本市および展示会

アソシエートは自身のマナテック・ビジネスを見本市や展示会などで実施することができます。アソシエートは、見本市や展示会で当社製品を展示したり注文を受け付けたりすることができます。その場合には、当社と製品に関する資料は当社の提供した資料を使用する必要があります。同時に、アソシエートは自身を「インディペンデント・アソシエート」と称する必要があります。

## 2.21 製品の小売り

当社製品を店舗で展示販売することは、ネットワーク・マーケティングの主旨と矛盾し、当社の利益を侵害することになります。上述の理由により、店舗（薬局、健康食品店、食料品店などを含むが、これらに限られません。）で製品を陳列販売することは禁止します。また、店舗で陳列販売する可能性のある第三者に販売することも禁止します。

アソシエートが、当社製品の上にラベルを貼ったり、ラベルを貼り替えたりすることを固く禁止します。さらに、アソシエートは製品を再包装したり、詰め替えたりしてはなりません。製品はそのままの状態の販売しなくてはなりません。上述の違反行為をしたアソシエート、およびそれに加担したアソシエートは、当社に対し、損害賠償金を支払うことになる可能性があります。

当社製品の第三者への販売は当該製品の賞味期限内に行われなくてはなりません。賞味期限切れの当社製品を第三者に販売したことにより発生した損害は当該アソシエートが負うものとし、当社は一切責任を負いません。

アソシエートは当社製品を第三者に販売した場合は必ず当社指定の小売（リテール・オーダー）伝票を起し、その一部（「お客様用」）を当該第三者に渡さなければなりません。なお、小売（リテール・オーダー）伝票は販売する製品代金総額が5万円以上の場合、印紙税法により収入印紙（100万円以下であれば200円）を貼付し、消印しなければなりません。また、小売（リテール・オーダー）伝票は税法で定められた期間（個人の場合は5年、法人の場合は7年）保管しなければならず、当社から要求があった場合は速やかに提出しなければなりません。

## 2.22 動物向けの宣伝・販売

当社製品は人体向けに作られています。当社製品を動物向けに宣伝・販売することを禁止します。

## 2.23 当社に関する説明

**2.23.1** アソシエートが当社、報酬プラン、従業員、製品等について、虚偽の説明、または欺瞞的な、中傷的な、不正な、もしくは誤解を招くような方法で説明をすることを禁止します。

**2.23.2** アソシエートが新しいアソシエート候補者をリクルートする場合には、契約締結時までに、当社が提供した「概要書面」、「アソシエート登録申請書」「別紙：製品一覧＆注文」および「別紙：登録＆報酬プラン」を交付し、その記載内容を丁寧に誠意を持って説明しなければなりません。

## 2.24 報酬プランと得られる収入についての虚偽の説明

報酬プランを通じて収入を得る機会は、個人の能力や努力など多くの要因に左右されます。アソシエートはアソシエート候補者に対し、収入の可能性に関して当社の資料に記載されている以外のことを説明してはなりません。すべてのコミッションは製品の売上に基いています。報酬プランについての虚偽の説明は、本規約に基づき懲戒処分の対象となります。虚偽の説明には以下のことが掲げられますが、これらに限られません。

**2.24.1** 以下の事項を省いて報酬プランを説明すること。

- 1) 新しいアソシエートをエンロールまたはスポンサーすることだけでは、コミッションが得られないことを明確にすること。
- 2) コミッションを得るために必要とされる情報を開示すること。

**2.24.2** アソシエートになるためには、初期費用としての登録料以外に何も追加で購入する必要がないことを告知せずに報酬プランを説明すること。

**2.24.3** 当社が提供した広告宣伝媒体と矛盾した方法で、当社製品に関する保証や説明を行うこと。

**2.24.4** このビジネスに参加するすべての者が成功すると、直接的、あるいは間接的に表現すること。

**2.24.5** ビジネスを行うために、平均的なアソシエートが負担する経費について虚偽の説明をすること。

**2.24.6** 見込んだ利益を得るために、平均的なアソシエートがビジネスに費やす時間について虚偽の説明をすること（アソシエートは、新しいアソシエートをリクルートすることが容易だとは、直接、間接を問わず表現してはなりません）。

**2.24.7** リクルートの際に、スポンサーやエンローラーがそのアソシエートの代わりにダウンラインを構築すると表明したり推論できたりする表現をすること。

**2.24.8** 誤解を招くような方法や、不公平な方法でリクルートすること。

**2.24.9** 当社、当社製品、ビジネスをマナテックの持分と関連付けてビジネス活動をすること。

**2.24.10** 非倫理的な方法でビジネスを行うこと。それには、以下のことが掲げられますが、これらに限られません。

- ・相手を威迫、困惑させて登録させること。
- ・相手を威迫、困惑させて解約を留まらせること。

**2.24.11** 登録レベル（地位）に関するすべての事項を説明せずに、リクルートした新アソシエートに対しアソシエート登録申請書に署名させること。

**2.24.12** オートシップ・オーダーは任意であり、1カ月毎に製品が納品され、毎回自動的に請求されるシステムであるということを不明確に説明すること。

## 2.25 医療上の虚偽の説明、その他の禁止事項

アソシエートは、マナテック製品に関して、疾病の治療または、予防を目的とする効能効果および身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効能効果の標榜等医薬品的な効能効果の標榜、用法用量の標榜および含有成分（原材料）の標榜などの医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反に該当する発言をしてはいけません。加えて、アソシエートが以下のことを行うことも禁止します。本条に違反したアソシエートは、本規約に基づき懲戒処分の対象となります。

**2.25.1** 日本向けに承認されたマナテック製品以外の製品について説明すること。

**2.25.2** 当社やマナテック製品が、政府機関から承認、保証されていると表現すること。

**2.25.3** マナテック製品の販促に関連して、欺瞞的または誤解を招く方法で、第三者の個人、事業体または組織を利用すること。

## 2.26 削除

## 2.27 削除

## 2.28 マナテックを害する行為

マナテックの独自の判断で、アソシエートが、マナテックを害する行為を行ったと判断した場合、マナテックは、当該アソシエートに対し、制裁を課します。マナテックは、独自の判断で制裁の程度を決定し、その程度は、当該アソシエートの保護観察からマナテックとの契約解除までの措置を含みます。

## 3 国際活動に関する規約

### 3.1 国際ビジネス活動の方法

#### 3.1.1 事業展開する国

特別に許可された場合を除いては、アソシエートは、マナテックが事業を展開する国以外で、ビジネス（勧誘および／または製品の販売）を行ってはなりません。

#### 3.1.2 製品の販売

製品の提供は国によって異なります。アソシエートは、ビジネスを展開する国において販売が認められ、販売用の要件を満たしたラベルが貼られた製品のみを販売することができます。詳細は、ビジネスを展開する国ごとの製品リストを参照してください。

#### 3.1.3 営業開始前の活動

マナテックが新しい国で事業を展開することを決めると、報道発表を行い、正式な開業日を定めます。当社はまた、マナテックのアソシエートがビジネスを展開する新しい国に関して遵守すべき営業開始前のガイドラインを定めた文書を当社ウェブサイトに掲載します。この書類には、営業開始前の活動を始める時期、製品リスト、価格、マーケティング、報酬プランの資料、ならびに、マーケティングおよび広告宣伝のガイドラインが含まれますが、これらに限られません。営業開始前のウェブサイト掲載文書には、正式開業前にアソシエートが行ってはならない活動も規定しています。

#### 3.1.4 法律の遵守

アソシエートは、ビジネスを展開する国のあらゆる法令、条例、納税義務、出入国・通関に関する法律、規制を遵守しなければなりません。アソシエートはマナテックが事業を展開する国での使用を承認したビジネス・ツールのみを使用することができ、その国で販売が認められた製品のみを販売することができます。アソシエートは自己責任のもとに、自身の独立したビジネスとして合法的に活動しなければなりません。

#### 3.1.5 海外旅行

アソシエートが、ビジネスを展開する国以外の国を旅行する場合、以下の行為をしてはなりません。

- ・マナテックの会社、報酬プラン、製品の宣伝をすること
- ・マナテック製品の販売や製品を流通させること
- ・配布目的で、資料を複製したり作成したりすること
- ・事業展開が認められていない国の居住者をエンロール、リクルートすること
- ・一般向け説明会を開催すること
- ・インターネットやビジネス・ツールを用いて、国際ビジネス活動を展開すること

3.1.6 アソシエートが本条「国際活動に関する規約」に違反した場合、本規約に基づき、懲戒処分の対象となります。

### 3.2 製品の贈与

その国の法律や条例で当社製品の贈与が認められる場合に限り、マナテックが営業を認められていない国での製品の贈与が許されます。アソシエートが製品の贈与を行う場合は、自己責任のもとに関税局に確認して行わなければなりません。

### 3.3 国際スポンサー活動

3.3.1 本規約を遵守しているアソシエートのみが国際スポンサー活動を行うことができます。当社は、アソシエートの国際ディストリビューターおよび国際スポンサーとして活動する権利を、いつでも理由を開示することなく、独断で拒絶する権利を有します。また、アソシエートの国際スポンサー活動の権利が拒絶される場合、アソシエートが受ける責任や損害から、当社、当社の役員、代理人、顧問、従業員は免責されることにアソシエートは同意します。

3.3.2 アソシエートが、本規約や事業を展開する国の法律を遵守していないと当社が判断した場合は、アソシエートの国際スポンサーとして活動する権利や事業を展開する国での販売によるコミッションを取得する権利は無効となります。

3.3.3 いかなる国においても、アソシエートが当社を紹介したり、当社の事業を推進したりする権利を認めません。これには、マナテックの名称、商標、製品名を登録すること、製品やビジネス方式の承認を得ること、ビジネスを設立し政府機関と接触することが含まれますが、これらに限られません。アソシエートが当社を代表していると称して不適切な活動を行った場合、当社を免責するために必要な処置にかかる経費について、全額がアソシエートの負担となり、当社は免責されます。

3.3.4 マナテックは、特定の国に対して適用される規約を追加する権利を有します。国際的にビジネス活動を行っているアソシエートは、特定の国に対して設定された特定の規約を遵守しなくてはなりません。

### 3.4 アソシエートリロケーション

アソシエートはマナテックに書面で通知することにより、最初に登録した国以外の開業国に登録を移転することができます（アソシエートリロケーション）。この場合、アカウント番号とダウンライン組織を継続できます（参照：書類番号 1817703）。なお、アソシエートリロケーションを希望する際は、該当する国のカスタマーサービスセンターに連絡し、規定された情報を入手しなければなりません。

## 4 スポンサーシップに関するビジネス・ルール

### 4.1 スポンサー／エンローラーを選択する権利

4.1.1 アソシエート登録希望者は、直属のスポンサー／エンローラーを選択する権利があります。最初に当社を紹介したアソシエートのスポンサーシップを受け入れる義務はありません（例えば、単に当社のDVD等を提供したアソシエートにスポンサー／エンロールされる義務はありません。）。当社は、リクルート活動に関する問題（またはスポンサーシップによって発生するコミッションに関連する同意）について調停したり、当事者に加わる義務はありません。登録希望者が署名したアソシエート登録申請書にスポンサー／エンローラーとして名前を記載されたアソシエートが登録希望者のスポンサー／エンローラーとなり、当社のコンピューター・システムにスポンサー／エンローラーとして入力されます。

**4.1.2** 当社にアソシエイト登録申請書が受理された後に、スポンサーを変更できるのは、当社に過失があった場合、またはコミッションが計算される前（アソシエイト登録と同じ月の期間内）にアソシエイトおよびアソシエイトの本来なるべきスポンサーまたはエンローラーから当社へ文書による通知があった場合に限り（コミッションによって計算される時期は異なります。）。

## 4.2 別のスポンサー選択の誘導

**4.2.1** リクルート活動に関する規定に反して、他のアソシエイトにスポンサー／エンロールされているアソシエイトを、自身のスポンサー・ラインに加わるよう勧誘し、他のアップラインの将来見込まれる収入に影響を与えることは、本規約により禁止します。

**4.2.2** 当社主催のミーティングは、当社に対して関心を持つあらゆる人々に公開します。アソシエイトが、関心を持つ人の参加を拒んだり、自身のダウンラインに加入しなければ支援が得られないと思わせるような虚偽の言動をとったりすることは禁止します。アソシエイトは、アソシエイト候補者を安心してミーティングに参加させる義務があり、すべての候補者は参加を呼びかけたアソシエイトとの関係を重視しなければなりません。ミーティングの場で、別のアソシエイトによって参加を呼びかけられた候補者をリクルートすることは、本規約により禁止します。

**4.2.3** アソシエイトは、アソシエイト候補者を自身のスポンサー・ラインに登録するために、金品を提供してはなりません。また、他のアソシエイトがその候補者に働きかけているのを知った上で自身のスポンサー・ラインへの加入を勧誘する行為もしてはなりません。

**4.2.4** 他のアソシエイトにスポンサーされているアソシエイト、および他のアソシエイトが働きかけている候補者に対して、自身のスポンサー・ラインやエンローラーとしての加入を勧誘する行為が発覚した際には、勧誘されたアソシエイトおよび候補者が、現に、自身のスポンサー・ラインに加わったか否かにかかわらず、勧誘したアソシエイトに対し、懲戒処分または資格解約が課されることがあります。

## 4.3 スポンサー情報とエンローラー情報

**4.3.1** アソシエイトが当社にアソシエイト登録申請書を提出する際には、正確なスポンサー、およびエンローラーの詳細情報を明記する必要があります。スポンサー、およびエンローラーに関する情報のないアソシエイト登録申請書は受理されず、そのまま登録申請者に返送されます。スポンサーまたはエンローラーのいずれかの情報が漏れているアソシエイト登録申請書は、スポンサーおよびエンローラーを同一人物とみなした上で受理されます。当社は提出された情報の内容確認をするために登録申請者またはそのアップラインと連絡を取る責任を負いません。

**4.3.2** 正確なスポンサーおよびエンローラー情報を提出しなかった登録申請者またはアソシエイトは、「アソシエイト専用スポンサー変更要請書」に必要事項を記入し提出することができます。アソシエイト専用スポンサー変更要請書は必要事項の記入および署名がされた上で、コミッションが計算される前に当社に提出される必要があります。

**4.3.3** 以下の状況の場合、当社はエンローラーの変更を認めます。

- ・ マナテックによる過失があった場合。
- ・ ボーナス計算前（アソシエイト登録日の同じ月の期間内）に、アソシエイトあるいはアソシエイトの正規のエンローラーやスポンサーから、マナテックに対して文書による通知があった場合。

- ・ エンローラーが解約し、1年以上が経過した場合。エンローラー変更要請書を提出する必要があります。新しいエンローラーとして要請されるアソシエイトは、同じラインのアソシエイトでなければなりません。
- ・ ポジション譲渡要請に伴って、エンローラーが変更される場合、エンローラー変更要請書とポジション譲渡要請書、新規アソシエイト登録申請書を合わせて送付する必要があります。新しいエンローラーとして要請されるアソシエイトは、同じラインのアソシエイトでなければなりません。

**4.3.4** 4.3.3に定める場合を除き、アソシエイトはエンローラー変更の要請が、アソシエイト登録日の同じ月の期間内に行われる場合、「エンローラー変更要請書」に記載されている通り、現在のエンローラーとの合意をはじめ、必要な署名を得て、当社に提出しなければなりません。なお、登録月の最終日が既に経過している、あるいは変更要請するアソシエイトにダウンライン組織がある場合は変更を認められません。

## 4.4 スポンサーシップ・ラインの変更

**4.4.1** 以下の状況の場合、当社はスポンサーシップ・ラインの変更を認めます。

- ・ アソシエイトが、当該スポンサー／エンローラーから、欺瞞的に当社に参加するよう勧誘された場合。
- ・ 当社の過失により、当社のデータベースに間違ったスポンサーが入力された場合。

**4.4.2** 4.4.1に定める場合を除き、アソシエイトは、スポンサー変更の要請が、アソシエイト登録日から7日以降28日以内に行われる場合、「アソシエイト専用スポンサー変更要請書」に記載されている通り、現在のスポンサーとの合意をはじめ、必要な署名・捺印を得て、当社に提出しなければなりません。なお、登録月の最終日が既に経過している、あるいは、変更要請をするアソシエイトにダウンライン組織がある場合は、変更は認められません。

**4.4.3** アソシエイトは、スポンサー変更によって収入に影響が及ぶと思われる組織上の全アソシエイトの文書による合意を得る必要があります。当該スポンサー変更要請が本規約の条項および（または）当社のビジネス・ルール違反にあたる場合は、当社では変更要請を拒絶する権利を有します。

**4.4.4** アソシエイトがアソシエイト登録を文書で解約した場合、完全な12カ月経過後に再登録することができますが、アソシエイト登録を解約することにより、アソシエイトとしての権利、コミッション（解約前のスポンサーシップ・ラインから得られるコミッションを含む。）など、すべてを失います。当社が解約通知書を受理した後は、ミーティングを開催したり、新しいアソシエイトを登録させたり、製品の販売等はできません。アソシエイトが待機期間中に、自主的にビジネスを展開していることが発覚した場合は、当社は当該アソシエイトの新しいスポンサーシップ・ラインの下での再登録を拒絶する権利を有します。アソシエイトがアソシエイト登録を任意解約した場合、そのポジションを譲渡することはできませんが、必要条件が満たされた場合には、新しいスポンサーシップ・ラインまたは同じスポンサーシップ・ラインの下でポジション譲渡を受けることができます。ポジション譲渡にはあらかじめ当社の承認が必要であり、当社はその承認を保留または拒絶することがあります。

**4.4.5** アソシエイトは、年次更新日までに現在のポジションで更新を行わず、過去完全な12カ月の待機期間中に活動をしなかった場合には、別のスポンサーのもとで新しいポジションに改めてアソシエイト登録することができます。待機期間中は、自身をマナテッ

ク・インディペンデント・アソシエートと名乗ってはならず、また、教育ミーティングやセールス・ミーティングを開催したり、当該ミーティングに参加したりしてはなりません。また、当社のロゴ、商標、サービス・マークなどが記載された資料の利用を停止し、新しいアソシエートをスポンサーまたはエンロールしたり、当社の製品を販売したりしてはなりません。アソシエートが待機期間中に自主的にビジネスを展開していることが発覚した場合は、当社は、新しいスポンサーシップ・ラインの下でのアソシエート登録申請を拒絶する権利を有します。新しいアソシエート登録申請書を提出する際に、当該アソシエートは、「任意解約通知書」に必要な事項を記入し、当社に提出しなければなりません。当該条件下で再登録を希望するアソシエートは、新しいポジションでの登録の資格を有しますが、ポジションの譲渡の可否については、当社がその判断をする権利を有します。

**4.4.6** アソシエートが、他のアソシエートに対し、自身のダウンラインに加入させるために、当社のアソシエート登録を解約するように説得したり、4.2.1に違反する行為を行うなど、不公正な方法や不当な行為をすることは禁止します。

**4.4.7** 当社は、インアクティブなポジションや解約したポジションを引き取り、そのポジションを他者に、どのような金額でも譲渡する権利を有します。

**4.4.8** アソシエート任意解約後、同じスポンサー、エンローラーのもとであれば12カ月の待機期間に関係なく、「アカウントの再開」が可能です。「アカウントの再開」を希望するアソシエートは文書によって当社に通知する必要があります。

## 4.5 アソシエート・ポジションの譲渡等

**4.5.1** アソシエートは、当社の事前の書面による承諾を得ずに、自身のアソシエートとしての権利および義務を、他の個人、会社、団体に販売したり、譲渡したり、担保を設定（以下、「譲渡等」といいます。）することはできません。この合意は、当社の判断により、理由を開示することなく、遅延されたり否認されたりすることがあります。当社は、アソシエート・ポジションの譲渡等の承諾申請に対し、拒絶したり、条件をつける権利を有します。譲渡等されるアソシエート・ポジションは最初に登録された国内でのみ有効です。

**4.5.2** アソシエート・ポジション譲渡等の承諾を得るためには、以下のことが条件になります。

- ・当社で定められたアソシエートとして、本規約を遵守していること。
- ・譲渡等の意思を、事前に文書で当社に通知すること。
- ・当社に対する負債を全額返済すること。
- ・当社から懲戒処分や制裁を受けていないこと。

**4.5.3** 譲渡等を希望するアソシエートは、アソシエート・ポジションを譲渡等することを明確にした「ポジション譲渡要請書」に署名し、当社に提出しなくてはなりません。アソシエート・ポジションの譲渡等についての詳細情報は、「ポジション譲渡要請書記入要領」で入手できます。

**4.5.4** アソシエート・ポジションの譲受人は、マナテックのビジネス・ルールと本規約を遵守しなければなりません。アソシエート・ポジションの譲渡等には、「ポジション譲渡要請書」と「アソシエート登録申請書」に必要な事項を記入し、譲受人が署名した上で、当社に受理される必要があります。その際、アソシエート登録に必要な登録料3,300円とポジション譲渡手数料8,250円の支払いが必要です。

**4.5.5** 任意解約されたアソシエート・ポジションおよび待機期間中のアソシエート・ポジションは、譲渡等ができます。ただし、当社の事前の書面による承諾を得ることが必要です。

**4.5.6** 任意解約されたアソシエート・ポジションおよび待機期間中のアソシエート・ポジションは、本規約に定められた他の条項に従い厳格に監視されます。本規約の趣旨に反すると思われる場合、当該譲渡等は当社の独断で拒絶される場合があります。アソシエートがアソシエート・ポジションの譲渡等に関して本規約に違反した場合は懲戒処分の対象となります。

**4.5.7** 当該アソシエート・ポジションを前に保有していたアソシエートの勘定残高はアソシエート・ポジションの譲渡等によって承継されません。

**4.5.8** 夫婦間の場合は譲渡とみなさず、名義変更とします。原則、変更は1回限りです。変更の際には以下の書面を提出する必要があります。

- ・アソシエート登録申請書
- ・名義変更の理由と、互いが同意した旨を記載した、夫婦両者の自署による変更申請書
- ・夫婦を証明する公的証明書（戸籍謄本/住民票）の写し（発行から3カ月以内）

**4.5.9** 個人と法人の場合は譲渡とみなさず、名義変更とします。原則、変更は1回限りです。この場合の個人とは、法人の代表者に限ります。変更の際には以下の書面を提出する必要があります。

- ・アソシエート登録申請書
- ・履歴事項全部証明書（発行から3カ月以内）
- ・法人情報登録書・保証と免責の表明（法人から個人に変更の場合は不要）
- ・アソシエート登録変更承諾書
- ・印鑑証明の原本（発行から3カ月以内）

**4.5.10** 主契約者とパートナーの入替えは譲渡とみなさず、登録情報の変更とします。原則、この変更は1回限りです。この変更は主契約者とパートナーの関係が二親等までの場合認められます。パートナーが二親等以外の関係で、それまでの活動実績がないと当社が判断した場合、当社は変更申請を拒否する権利を有します。変更の際には以下の書面を提出する必要があります。

- ・アソシエート登録申請。
- ・名義変更の理由と、互いが同意した旨を記載した、両者の自署による変更申請書
- ・情報変更通知書
- ・二親等を証明する公的証明書（戸籍謄本/住民票）の写し（発行から3カ月以内）

## 4.6 アソシエートのポジションの継承

アソシエートが死亡した場合には、コミッション取得の権利やアソシエートとしての責任を含む当該アソシエート・ポジションに関するすべての権利は、アソシエートの相続人に引き継がれます。アソシエート・ポジションを継承するためには、継承者は、当社または法律の要求に添って、当該アソシエート・ポジションの相続人であることを証明できる書類（死亡したアソシエートの出生から死亡に至るまでの戸籍謄本または平成改製原戸籍等）を提出しなくてはなりません。相続人は、当該アソシエート・ポジションに関する全責任を履行し、アソシエート登録申請書に署名の上、当社に提出しなくてはなりません。相続人は、すでにあるアソシエート・ポジションについて活動している場合でも、他のアソシエートのアソシエート・ポジションを引き継いで維持することができます。

## 4.7 マルチプル・ポジショニング

- 4.7.1** 夫婦は、それぞれの独立したアソシエート・ポジションに加えて、法人として第3のアソシエート・ポジションを共同で有することができます。これらのアソシエート・ポジションはすべて、保有する最上位のアソシエート・ポジション以下の同じダウンライン組織内に所属しなければなりません。
- 4.7.2** 夫婦が離婚した場合には、当社は当事者らの合意または裁判所の最終判断に従って財産や権利を分与します。分与に際して、双方は、当社が必要とする書類を提出しなくてはなりません。
- 4.7.3** 当社は、未解決の離婚手続に関しては双方からの書面での同意なしにはそのアソシエート・ポジションに対していかなる変更もしません。
- 4.7.4** 離婚訴訟など収入に関して起こる夫婦の論争について、当社は、適用される効力ある司法権を持つ裁判所の判断に従ってコミッションを預かる権利を有します。
- 4.7.5** アソシエートは2つのアソシエート・ポジションを所有することができます。第1のアソシエート・ポジションは個人のアソシエート・ポジションとして、第2のアソシエート・ポジションは法人としてのアソシエート・ポジションとなります。これらのアソシエート・ポジションはすべて、保有する最上位のアソシエート・ポジション以下の同じダウンライン組織内に所属しなければなりません。

## 4.8 配偶者および家族のクロス・スポンサリング

- 4.8.1** アソシエートは、配偶者、同居の家族、代表取締役を務めている法人、株式の過半数を保有する法人およびパートナーとは、同じダウンラインに所属しなくてはなりません。同じダウンライン内であれば、それぞれが別のレッグに所属することは認められます。
- 4.8.2** この規定に違反すると、クロス・スポンサー対象のアソシエート・ポジションは解約され、別の新たなアソシエート・ポジションで活動するように指示されます。クロス・スポンサー対象のアソシエート・ポジションやダウンライン組織は、自ら変更することはできません。スポンサーが、クロス・スポンサリングを意図的に行ったことが発覚した場合、スポンサーは、本規約による懲戒処分の対象となり、その指示に従わなくてはなりません。
- 4.8.3** アソシエートが本規約違反をした場合、完全な12カ月が経過するまで、他のアソシエートのパートナー、コンサルタント、従業員となることはできません。

## 4.9 不正なリクルート活動と他社製品の販売

アソシエートが競合他社（マナテックと類似した主に食品、サプリメント、栄養補助食品を販売する企業、および総称して「ダイレクトセリング会社」とよばれる、直接販売、ネットワーク・マーケティング、マルチ・レベル・マーケティングの企業）のビジネスに参加することを選択した場合、下記にあげる不正なリクルート活動を行ってはなりません。

アソシエート規約における「参加」とは、他のダイレクトセリング会社のビジネスや報酬プランのもとで、コミッション、またはその他の経済的な収益を得る目的で、他社のリクルートやビジネス構築活動に携わることです。単に、個人的な（または家族の）使用目的で、他のダイレクトセリング会社の製品を購入し、または他社の報酬プランのもとでコミッションを得るための製品購入は「参加」に該当しません。

当社の独自の判断で、不正なリクルート活動と他社製品の販売に該当すると判断した場合、当該アソシエートに対し、制裁を課します。

**4.9.1** アソシエートはマナテックのアソシエートを他のダイレクトセリング会社に勧誘（リクルート）またはスポンサーしてはなりません。「勧誘（リクルート）」の意は、勧誘を試みる、登録させる、または、他のダイレクトセリング会社のアソシエートやプレファード・カスタマーを通じてまたは何らかの方法で影響を及ぼすための試み、他の直販（ダイレクトセリング）会社への入会、または参加をアソシエート、プレファード・カスタマーに促すことを意味します。当社は直販（ダイレクトセリング）会社に参加し、勧誘又はスポンサリングを行っているアソシエートに対して、サクセストラッカー、及び弊社が取り扱う全ての機密情報へのアクセスを拒否する権利を有します。

**4.9.2** アソシエートは、見込み客または顧客に他のダイレクトセリング会社のリクルートのために、マナテックが作成した、またはアソシエートが作成した書面のプレゼンテーション、ビデオ、録音、他の販促資料（伝達手段にかかわらず）を使用してはなりません。また、アソシエートは、他のダイレクトセリング会社へのリクルートのために、見込み客または顧客のために、プレゼンテーション資料、ビデオ、録音、他の販促資料（伝達手段にかかわらず）、マナテックおよびその製品、報酬プラン、トレーニングシステムを作成してはなりません。

**4.9.3** アソシエートはマナテックに競合する製品をアソシエート／プレファード・カスタマーに販売、斡旋、または宣伝してはなりません。アソシエート規約における「競合する製品」とは、当社の製品と同じカテゴリーにある製品を意味します。例えば、栄養補助食品は、当社のあらゆる栄養補助食品と同じカテゴリーにあたるため、価格、品質、成分、有効性、または栄養素含有量に違いがあるか否か、その違いが認識されているか否かに関わらず、「競合する製品」となります。

**4.9.4** アソシエートは当社の製品を提供したり、マナテックのキャリアや報酬プラン、ビジネスチャンス、または任意の他の直接販売会社の製品、報酬プラン、ビジネスチャンス、またはインセンティブと一緒に任意の会社のインセンティブを促進してはなりません。

**4.9.5** アソシエートは会社主催、会社協賛、またはアソシエート主催のイベントであるかどうかに関わらず、マナテックのミーティング、セミナー、コンベンション、旅行、その他、会社のイベントの施設で（総称して会社のイベント）においてマナテック以外の製品を販売したり、マナテック以外の会社のビジネスチャンスを宣伝してはなりません。

**4.9.6** アソシエートは資格解約から1年間は、マナテックのアソシエートをいかなるダイレクトセリング会社にも勧誘してはなりません。

**4.9.7** アソシエート規約4.12で規定する組織図はマナテックが所有する財産です。アソシエートはこうした「機密情報」をマナテック・ビジネスに関連する活動においてのみ使用できます。

### 4.9.8 プレジデンシャル・アンバサダー・プログラム （「アンバサダー・プログラム」）

アソシエートはプレジデンシャル・ディレクターの地位を達成すると、「プレジデンシャル・アンバサダー」として、「プレジデンシャル・アンバサダー・プログラム」に参加することができます。アンバサダー・プログラムへの参加は任意です。アンバサダー・プログラムへの参加にはマナテックのアソシエート規約4.9.8（すべてのセクションを含む）を順守することに同意し、同意書に署名をしなければなりません。同意書が当社に受理されると、通常のアソシエートが得ることができない、マナテックの報酬プランで規定されている報酬、認定、その他の特典や特別な情報にアクセスする権利を得ることができます。プレジデンシャル・アンバサ

ダーは当社のプレジデンシャル・サミット・リーダーシップ・イベントにおいて、または、当社の要求に従って、新しい同意書への署名を求められることがあります。マナテックのプレジデンシャル・ディレクターの地位にありながら、本規約4.9で規定する競合他社のビジネス活動に参加し、継続する場合、プレジデンシャル・アソシエートに対して以下の規定を順守するよう定める当社の「プレジデンシャル・アンバサダー・プログラム」に参加し、特典を得ることはできません。

**4.9.8.1** 他の競合他社の所有者、役員、取締役、社員、コンサルタント、契約社員、あるいは下請け業者となってはなりません。(アソシエート規約4.9の「ダイレクトセリング」の定義を参照のこと) アソシエート規約4.9.8.1の順守に関する質問は、マナテックの公式ウェブサイト内の「ダウンロード資料館」に保存されているプレジデンシャル・アンバサダー情報開示書で提出してください。アソシエートが競合他社の活動に参加しているかどうかはマナテックがその状況を鑑みて独自に判断します。

**4.9.8.2** 自分自身、または第三者のためにアソシエート規約4.9で規定する競合他社で組織を構築したり、マナテックのアソシエートやプレファード・カスタマーを勧誘したりしてはなりません。この規定には新たにダイレクトセリングビジネスに参加することや、プレジデンシャル・ディレクターになった時点で他のダイレクトセリング会社に参加すること含まれます。「リクルート」の定義についてはアソシエート規約4.9.1を、「参加」の定義については同4.9を参照のこと)

**4.9.8.3** プレジデンシャル・アンバサダーとして、競合他社のために宣伝を行ったり、または情報提供やトレーニング等のミーティングを開催したり、公に表彰や褒賞を受け取ったり、販促資料や広報媒体に掲載されたりしてはなりません。

**4.9.8.4** 「幽霊アカウント」、委託アカウント、配偶者、親戚、または生計を共にする家族を利用して、アソシエート規約とその精神を失墜させるようなことをしてはなりません。この規定での「幽霊アカウント」とは、故意に偽名、架空の名義を使用して、アカウント保有者の本名を隠したり、曖昧にしているアカウントのことをいいます。

**4.9.8.5** 本規約4.9.8(全ての内容)を順守しなければ「アンバサダー・プログラム」に参加できません。さらに、この「アンバサダー・プログラム」の条項に違反した場合は、「アンバサダー・プログラム」に参加することが不適格と判断され、「アンバサダー・プログラム」の特典と権利を受けられなくなります。さらに、同意書に違反した場合、コンプライアンス委員会は6.12.13の規定により、資格解約を含むひとつ以上の懲戒処分を科すことがあります。

## 4.10 更新

### アソシエートの場合

**4.10.1** アソシエートの資格期間は1年間です。アソシエートの資格を維持する為には、登録した日を更新日とし、次の1年間のための更新を行う必要があります。更新料を支払うことにより、アソシエートの資格更新ができます。更新後は引き続きコミッションの獲得、会員価格での製品購入、アソシエートの権利と特権を保持することができます。更新手続きは更新日の2カ月前から行えます。更新しなかった場合、更新日から60日間は猶予期間となり、この期間中はコミッションが保留され、ウェブ・ビジネス・ツール(サクセス・トラッカー等)へのアクセスもできなく

なります。猶予期間を過ぎるとプレファード・カスタマーに変更となります。変更は定期的に当社の判断により行います。2017年7月以降、1度でもディレクターの資格を獲得している場合は、プレファード・カスタマーへの変更は免除され、未更新アソシエートに分類されます。61日目以降はコミッションを獲得する権利が失われ、保留されていたコミッションは失効します。プレファード・カスタマーへ変更となった場合、ダウンライン組織は永久に失われ、取り戻すことはできません。再びアソシエートに戻りたい場合は新規登録(再登録)が必要です。また当社は、アソシエート更新申請を、当社の判断で拒否する権利を有します。プレファード・カスタマーであっても、製品は会員価格で購入できます。

**4.10.2** アソシエートの資格が更新されず、完全な12カ月間にわたって製品オーダーが行われない等、無活動であった場合、本規約上のアソシエート・ポジションの譲渡に関する規定に則り、そのエンローラーはアソシエート・ポジションを譲渡することができます。

**4.10.3** アソシエートが、そのアソシエート・ポジションを所有する個人または法人の有効な合意なしに、そのアソシエート・ポジションの更新をすることを禁止します。

**4.10.4** アソシエートのステータスへの移行を希望するプレファード・カスタマーは、アソシエート登録をする必要があります(本規約1.3.1)。プレファード・カスタマーへの移行を希望するアソシエートは、アソシエートのポジションを解約し(本規約1.7.1)、新たにプレファード・カスタマー登録をする必要があります。

## 4.11 ダウンライン・レポート

アソシエートはサクセス・トラッカーを介して、ダウンライン・レポートを入手することができます。また、当社に「ダウンライン・レポート請求書」を提出することで入手できます。アソシエートが入手できるダウンライン・レポートは、自身のダウンライン組織についてのみです。ダウンライン・レポートは、当社の機密かつ専有の財産であり、営業秘密として扱われます。ダウンライン・レポートは、アソシエートにマナテック・ビジネスのための情報を提供するものであり、それ以外の目的に使用するものではありません。ダウンライン・レポート中の情報は、当社の所有する有用性のあるものであり、アソシエートは、守秘義務を負い、直接間接を問わず、第三者や他のアソシエートに配布したり複写して渡したりしてはならず本規約4.12(機密保持の必要性)が適用されます。アソシエートは、本規約4.12に概略を示した「機密保持の必要性」に記述しているすべての制限事項に従わなくてはなりません。アソシエートのダウンライン・レポートの内容に関する守秘義務の不履行はアソシエート登録の解約理由となります。アソシエートが機密情報であるダウンライン情報を漏洩することで、当社が修復不可能な損害を受けるおそれがあると当社が判断した場合、アソシエートは差止請求および損害賠償請求を含む法的措置を受けることがあります。当社は、機密情報保護のために、差止請求および損害賠償請求などの法律による救済措置を要請する権利を有します。

## 4.12 機密保持の必要性

当社のビジネス組織図、アソシエートに関する当社の情報で、各アソシエートとの関係、各アソシエートのスポンサー関係、アソシエートのアップラインとダウンライン、図表、データ報告書などの資料、各アソシエートの購入履歴情報等(以下、「機密情報」という。)は、当社が所有する財産です。この機密情報は、当社のビジネスにとって機密性や重要性が高く、アソシエートが入手した際には守秘義務があります。当社の合法的なビジネス上の利益を守るために、当社の競争相手その他いかなる第三者にも機密情報を開示してはなりません。当社が、アソシエートに機密情報の詳細情報を開示する場合には、以下のことが適用されます。

**4.12.1** アソシエートは、常に機密情報を機密事項として取り扱い、機密情報を他人（あらゆる企業や個人）に開示してはなりません。情報の機密性を守り、維持するためのあらゆる合理的な手段を取り、当社ビジネスの発展のため、またアソシエートが申請し許可された目的に対してのみ使用することが許されます。

**4.12.2** アソシエートは、機密情報を他のアソシエートや当社と関係のない個人や団体に対し、配信したり、売り渡したり、再編集して販売したり、その他いかなる方法でも配布してはなりません。

**4.12.3** アソシエートが、アソシエート登録期間中、さらに解約から3年間は、当社の機密情報に対し、価値や利益を減少させるような行為をすることは禁止します。

**4.12.4** アソシエートは、機密情報をマナテックのビジネスのためだけに使用することができます。

**4.12.5** 当社の機密情報が当社の利益に反する形で流出した場合、当社は修復不可能な被害を受けます。当社は、機密情報を保護するために、差止命令や法に基づく救済策を講ずる権利を保有します。

## 4.13 コミッションの支払い

**4.13.1** 2,400円未満のコミッションは、次回の支払いまで繰り越され、2,400円を超えるまで繰り越されます。コミッションはすべて日本円で支払われます。

**4.13.2** アソシエートは、コミッションを受け取るために、日本国内に自己名義の銀行口座を開設しなければなりません。

## 4.14 所得に対する税金

**4.14.1** 当社が支払うコミッションからは、個人的な税金は控除されません。また、2023年10月（インボイス制度導入）以降、消費税の課税事業者にはコミッションに消費税が含まれますが、免税事業者はコミッションには消費税が含まれません。課税事業者は当社にインボイス課税事業者の登録番号の届け出が必要です。税法改正により消費税等の税率が変動した場合に、当該改正法施行日以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とします。

**4.14.2** アソシエートは、独立した事業者として得た収入にかかる所得税及び消費税に対する確定申告を行う責任があります。

## 4.15 コミッションの調査要請

**4.15.1** コミッションについてのお問い合わせは、対象となるコミッションの支払い日から45日以内に、当社に文書で提出しなくてはなりません。

**4.15.2** コミッションの支払いに関する誤りの指摘や再計算の要求は、文書で提出しなくてはなりません。要求書を提出するアソシエートは、事前に下記を用意しなくてはなりません。その際、再計算手数料をお支払いいただく場合があります。

- 1) 誤った収入を受け取ったアップラインのアソシエートの文書による承認
  - 2) 当社がコミッションを再計算することの承認
  - 3) 再計算の結果、支払われたコミッションが誤りであったと判明した場合、差額を当社が各アップラインの次回のコミッションから差し引くということについてのアップラインの承認
- 当社は、アソシエートが、以上の手順のすべてを行わない限り、コミッションの再計算をしません。

**4.15.3** 当社に誤りがあった場合は、文書による承認がなくても本人の申告により再計算します。

**4.15.4** 当社は、過失などによるコミッションの超過支払い、誤って支払ってしまった金額、当社への負債などを、今後支払われるコミッションから差し引く権利を有します。

# 5 オペレーション、注文、製品の交換、返品、払い戻し、配送

## 5.1 注文

**5.1.1** 電話、インターネットによる注文の場合は、二重発注を防止するため、オーダー用紙を当社へ郵送しないでください。

**5.1.2** FAXによる注文の場合は、オーダー用紙にすべての必要事項を記入し、当社に送付してください。二重発注を防止するため、FAXしたオーダー用紙は郵送しないでください。

**5.1.3** 郵送による注文の場合は、オーダー用紙に、支払い方法を含むすべての必要事項を記入し、当社に郵送してください。

## 5.2 注文における留意点

オーダー用紙の記入に不備があった場合には、当該オーダー用紙がアソシエートに返送されます。支払い方法が記入されていない場合や正確な代金が振り込まれていない場合は、注文が処理されません。2件以上の注文の支払いはそれぞれの注文毎に分離して行ってください。アソシエート登録申請書とプレファード・カスタマー登録注文書の締切日は毎月最終営業日の2営業日前の18:00までとします。毎月最終日のその他の注文は下記の条件を満たした場合のみ当該月のオーダーとして受け付けられます。

- (a) 電話、インターネットおよびFAXによる注文は  
毎月、最終営業日の営業時間（平日9:00-18:00）内に受け付けたもの
- (b) 郵便による注文は毎月、最終営業日必着で当社に配達されたもの
- (c) 上記a,bのいずれの場合も毎月、最終営業日扱いで入金されたもの  
上記締切日・締切時間を過ぎた場合、翌月の処理となります。

## 5.3 オートシップ・オーダー

**5.3.1** 当社は、アソシエート登録が完了した時点でオートシップ・オーダーを受け付けます。アソシエートはオートシップ・オーダーを設定すると、購入価格（税抜）の10%～20%がマナボとして蓄積されます。「オートシップ・オーダー申請書」に必要事項を記入し、当社に申し込むと、1カ月毎に自動的に製品が送付されます。代金には製品価格、消費税、配送手数料が含まれ、支払い方法は、クレジットカードによる自動引き落とし、代金引換払い、ゆうちょ銀行自動払込のいずれかを選択できます。クレジットカードによるお支払いの場合、使用するカードの有効期限に変更があった場合には当社に連絡をする必要があります。

**5.3.2** 一度オートシップ・オーダーを設定すると、アソシエートが中止を通知するまで、自動的に継続されます。

**5.3.3** アソシエートは、インターネットでオートシップ・オーダーの変更をすることができます。（ゆうちょ銀行自動払込の場合を除く）。変更する場合、出荷の3営業日前までに手続きをする必要があります。出荷直前の手続きは変更内容が正確に反映されない場合があります。

**5.3.4** オートシップ・オーダーは出荷予定日が年末年始等の休日や月末に設定されている場合、設定日の前後に発送される場合があります。

**5.3.5** 当社は、オートシップ・オーダーの出荷をする3営業日前（ただし、ゆうちょ銀行自動払込の場合は12営業日前）までに、通知された変更と中止だけを受け付けます。

**5.3.6** オートシップ・オーダーの利用は任意です。

## 5.4 削除

## 5.5 支払い方法

**5.5.1** 製品とビジネス・ツール（MPM）に対する支払いは、日本円だけに限定されます。受理される支払い方法は、現金（当社ストアフロントでの注文のみ）、当社が受け付けるクレジットカード、銀行振込、ゆうちょ銀行振替、代金引換（オートシップ・オーダーによる製品購入の場合のみ）、ゆうちょ銀行自動払込（オートシップ・オーダーによる製品購入の場合のみ）です。現金の郵送による支払いは認めません。

**5.5.2** アソシエートは、送金のために各金融機関で必要になる書類は各自で用意しなければなりません。また、銀行振込は「電信扱い」にしてください。なお、振込・振替の際には、以下のいずれかを記入（入力）してください。

- (a) アカウント番号、氏名
- (b) アカウント番号、法人名
- (c) 登録申請番号、氏名
- (d) 登録申請番号、法人名

上記の情報の記入（入力）漏れがあると、注文の取消や遅延の原因となります。

**5.5.3** 銀行やゆうちょ銀行からの当社口座への振込みが確認されるまでは、製品の発送やコミッションの支払いは行われません。当社の確認は、銀行やゆうちょ銀行と直接行われます（例えば、アソシエートから提出された領収書のコピーやFAXでは確認が成立しません。）。なお、ゆうちょ銀行振替「通常払込」の場合は確認に3～4日を要します。

**5.5.4** 製品の注文1件につき1回の送金が必要です。振込・振替での支払いに際して、複数の注文に対する支払いをひとまとめにして送金することはできません。

**5.5.5** 注文時の送金にかかる手数料は、すべてアソシエートの負担となります。

**5.5.6** 注文時に過入金が生じ、その過入金額が返金にかかる手数料を超えた場合、アソシエートの申し出により当社は返金します。なお、返金にかかる手数料はアソシエートが負担します。

## 5.6 削除

## 5.7 クレジットカード

製品やビジネス・ツール（MPM）は、電話で注文した場合には、当社が受け付けるクレジットカードで購入することができます。発注者は、本人名義のクレジットカードだけを使用できます。

## 5.8 消費税

**5.8.1** 製品とその配送手数料は、消費税の課税対象となります。

**5.8.2** すべての注文は送料を含め、消費税（現在適用される税率）が課されます。

## 5.9 個人使用のための購入

アソシエートは、当社製品を、個人使用や宣伝のために、会員価格で購入することができます。

## 5.10 製品の在庫

**5.10.1** マナテックの報酬プランは小売を基準としています。小売に際して、アソシエートが製品在庫を持つ必要はありません。1カ月以内にアソシエート自身の必要数、および小売顧客の購入数を十分に満たすと思われる数量だけを購入するようにしてください。アソシエートが各種コミッションの獲得、タイトル獲得、昇格のための資格を取得する、またはインセンティブ等の特典獲得目的で行う在庫の購入は認められません。

**5.10.2** アソシエートが在庫製品の払い戻しを希望する場合は当社規定の「70%ルール」（本規約 5.11 を参照）に基づいて処理されますが、当該アソシエートによる「70%ルール」違反が発覚した際には懲戒処分、または資格解約処分が課されます。

## 5.11 70%ルール

**5.11.1** 製品販売：当社の報酬プランは、アソシエートによるマナテック製品の販売利益とエンドユーザーに対するサービスを基準としています。アソシエートは、コミッションより高い地位獲得を目指した資格取得のために、個人およびダウンライン組織の小売販売条件を満たす（本規約同様に製品販売に関する規定の全ての責任を果たす）必要があります。

**5.11.2** アソシエートが各種コミッションを獲得するためには、製品販売に際して以下の必要条件を満たさなければなりません：

- ・アソシエートは、報酬プランで規定された自身の地位を維持するために、ポイント・ボリューム（PV）の必要ポイント数を満たさなければなりません。
- ・アソシエートが個人的に購入した製品については、その最低70%がアソシエート個人によって使用されるか小売顧客に対して販売されていない場合、製品の追加注文は認められません。
- ・アソシエートは、報酬プランに則り、顧客開拓や顧客サービスに努めなければなりません。この場合の顧客とは、アソシエートの小売顧客で1回ずつの購入、定期購入、大量購入、もしくはこれらの特性を併せ持つ顧客を指します。

## 5.12 欠陥製品の交換

当社では、あらゆる欠陥製品に対して購入後90日以内であれば同製品への交換を行っています。ただし、当社による事前承認を得なくてはなりません。欠陥製品の交換を確実に行うためには、本規約5.11.1に規定された返品手順に従って行う必要があります。

## 5.13 顧客満足の保証

当社は、取扱製品の品質と顧客満足に責任を持っています。アソシエートおよびプレファード・カスタマーが最初に購入した当社製品を試してその製品に納得がいけない場合は、購入後90日以内であれば同価格の他の製品への交換もしくは購入価格での払い戻しを行っております。同じ製品を再購入された場合、また最初の90日以降に購入した製品の返金依頼については顧客満足の保証の対象とはなりません。なお、顧客満足の保証による返金額の上限は累計50,000円です。アソシエートが累計で50,000円を超える返品を行った場合、これを自主的な契約解除行為とみなします。また、当社はこの主旨に反する故意の返品を拒否する権利を有します。

### 5.13.1 アソシエートの返品手順

使用済み製品を返品して払い戻しを受けるには：

- (a) カスタマーサービスセンターに連絡して「製品返信用承認番号 (RMA)」を取得します。承認番号がなく返品された場合、当該製品は破棄されることがあります。
- (b) 「製品返品申請書」に必要な事項を記入します。
- (c) 「製品返品申請書」に記載されている説明に従ってください。
- (d) 返品したい製品をボトルのまま、梱包してください。ボトル・容器等、返送が不可能な場合は返品できません。
- (e) 返品にかかる運送料、保険料、必要時の荷物追跡料などは全てお客様負担となります。
- (f) 削除
- (g) マナポで交換した製品は返品できません。

### 5.13.2 小売り顧客の返品手順

使用済み製品を返品して払い戻しを受けるには：

- (a) 当社から直接製品を購入した場合、アソシエートに代わってマナテックが直接返品処理を行います。本規約5.13.1で規定している手順に従ってください。
- (b) アソシエートから製品を購入した場合、当該アソシエートに本規約5.13を遵守する義務があります。顧客からの製品を受領次第、アソシエートはその使用済み製品を当社に返品し、本規約5.13.1の手順に従って返金もしくは交換の手続きを行います。

### 5.13.3 製品の交換

- (a) 当社では、返品された製品が購入後90日を経過した製品であっても、購入後12カ月以内かつ再販可能な状態であれば、同価格の製品と交換いたします。なお、製品の交換時には製品代金の10%を手数料としていただきます。ただし、交換時に生じる差額は返金しません。
- (b) 本規約5.13.1の手順に従い、カスタマーサービスセンターに連絡して「製品返信用承認番号 (RMA)」を取得します。
- (c) 製品のボトルが開封されている、もしくは汚れている場合には交換の対象外となり、当該製品の返品もされません。
- (d) 当社が直接顧客宛に交換品を返送する際の配送手数料については当社が負担いたします。
- (e) 製品の交換に関して、コミッションボリューム (CV) もしくはポイント・ボリューム (PV) にポイントが追加されることはありません。
- (f) 各種キャンペーン、インセンティブ等の特典獲得対象オーダーで購入した製品は、当社の判断によって交換できないこともあります。

- (g) ダウンラインの各種キャンペーン、あるいはインセンティブ対象期間のオーダーの製品交換はアップラインのアソシエートが獲得した資格、または特典の査定対象となります。当社の判断によっては、アップラインが獲得した資格、特典、またはコミッションの喪失につながる可能性があります。

- (h) マナポで交換した製品は交換できません。

### 5.13.4 アソシエートへの払い戻しおよび任意解約

新規登録から12カ月以内のアソシエートは、本規約1.7.3に定めるクーリング・オフ期間経過後であっても、当社がクーリング・オフに準ずる状況であると判断した場合、以下の条件のもとで返品することができます。①購入後、90日を経過していないこと。②未使用で再販可能な状態であること。③自らの責任で製品を滅失またはき損していないこと。ただし、製品の返品時には製品代金の10%を手数料としていただきます。また、製品バンドルやバリューセット等の一部製品を返品する場合は、バンドル価格・セット価格から返品しない製品の会員価格を差引きした金額が払い戻し金額となります。なお、その場合、当社指定の「任意解約通知書」を当社に提出し、アソシエート登録を解約することとします。

- 5.13.5 払い戻し製品に関する各種コミッション払い戻し目的の返品が発生すると、アップラインのアソシエートが保有する各種インセンティブ、またはコミッションの査定対象になるため、当社の判断によっては、そのインセンティブ資格や獲得コミッションの喪失につながる可能性もあります。対象となる場合、払い戻し製品に関して当該アソシエートへ既に支払済みのコミッションの額を将来発生するコミッションより差し引きします。本規約に基づき、当社がアソシエートおよびプレファード・カスタマーに払い戻しをする場合、当社は、アソシエート登録申請書に記載されている銀行口座に、振込送金によりお支払いします。また、本人名義（法人の場合は法人名義）の口座に限りします。

## 5.14 配送

- 5.14.1 注文は、入金確認後すみやかに発送されます。注文された製品は、発送日から起算して3営業日を目安として配達されます。注文は、発注者が当社に通知した住所に発送されます。

- 5.14.2 注文した荷物が配達されたら必ず内容を確認してください。

- 5.14.3 同日に発送された複数の荷物が、同時に配達されるとは限りません。その場合は、2日間ほど余裕をみてください。

- 5.14.4 当社の製品は、当社の配送センターから発送される時点では完璧な状態にあります。発送伝票に「受領」の署名をすることで、注文が満足できる状態で受け取られたことを示します。

- 5.14.5 荷物（全部あるいは一部）が到着しない場合は、到着予定日から7日以内に、当社へ報告してください。

- 5.14.6 配送業者が帰った後に、損傷が発見された場合には、7日以内に当社へ報告してください。荷物は、もとの梱包のまま保管してください。

- 5.14.7 配送の苦情があると、当社は適切な手続きを開始し、解決するまで調査を進めます。

### 5.14.8 不可抗力

- 5.14.8.1 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、法令、規則の改正、政府行為その他の不可抗力により、当社が本規約もしくは個別契約の全部又は一部を履行できない場合であっても、当社はその責任を負いません。

5.14.8.2 前項に定める事由が生じた後、6カ月を経過しても前項の不可抗力事由が解消されず、本規約もしくは個別契約の目的を達成することができない場合には、当社は催告なくして、本規約もしくは個別契約の全部又は一部の履行の停止又は解除をすることができます。

## 6 法律、条例、および懲戒処分手続

### 6.1 規約の改定

当社が必要と判断した場合には、本規約、報酬プラン、価格設定、ビジネスの内容などを改定することがあります。その場合、当社はアソシエートに文書またはウェブサイトによって通知をします。本規約等の改定は、文書またはウェブサイトによって通知された時点ですべてのアソシエートに対して有効となります。

### 6.2 規約の訂正・削除

本規約の中に不正、違法、実行不可能な点が発見された場合には、当社はその点を変更または削除することがあります。その場合の条項の変更または削除は、他の条項に影響を与えません。

### 6.3 譲渡

当社は、本規約上の地位、権利または義務の全部または一部を、プレファード・カスタマーおよびアソシエートの承諾を得ずに、第三者に譲渡または移転することができます。

### 6.4 法令遵守

6.4.1 アソシエートは、当社やその製品のいずれについても、国、官公庁等の政府当局に承認または保証されていると表明してはなりません。

6.4.2 アソシエートが、自身のマナテック・ビジネスの実施、マナテック・報酬プランの提供、当社の製品の販売に関連して、法律、政令、規則、条例その他の法令に違反したことが判明した場合、アソシエート登録の即時解約を含めた懲戒処分の対象となります。

#### 6.4.3 マナテック・ビジネスに関連したアソシエートの犯罪行為

6.4.3.1 アソシエートが自身のマナテック・ビジネス活動に関連、あるいは起因して発生した行為において、有罪判決を受ける、あるいは罪状を認めた場合、即時資格解約を含む懲戒処分の対象となります。

6.4.3.2 マナテック・ビジネスに関連した犯罪行為の罪で告訴・告発されたアソシエートは、マナテックの裁量で、容疑の内容と重大性に応じて、起訴・不起訴、あるいは犯罪の判決の有無に関わらず、コミッションの支払いが停止されます。

6.4.3.3 マナテックの裁量で、アソシエートが処分を受けた期間中は、以下の活動ができなくなります。  
ミーティングの開催・参加、新規アソシエートのリクルート、製品販売、マナテックのイベントやインセンティブの参加など。

6.4.4 インディペンデント・アソシエートがアソシエート規約を遵守して当社の報酬プランを提供する、あるいは当社製品を販売する等マナテック・ビジネスに取り組んでいたかどうかは当社が独自に判断します。

## 6.5 政府関係当局との接触

アソシエートは、当社の代理として厚生労働省やその他の政府関係当局と接触してはなりません。厚生労働省やその他の政府関係当局がアソシエートに接触してきた場合には、アソシエートは当社を代表することはできません。厚生労働省やその他の政府関係当局がアソシエートに接触してきた場合には、当社に連絡をとってください。

### 6.6 削除

### 6.7 削除

### 6.8 規約の理解の必要性

製品の販売やアソシエートのリクルートを開始する前に、すべてのアソシエートは本規約を熟読し、理解してください。各アソシエートは当社のビジネスを遂行するにあたり、本規約の諸条件に従って行動してください。

### 6.9 ミーティングの監視

当社は、必要に応じてアソシエートのミーティングやカンファレンスコールを監視したり、アソシエートからの抗議があったとしてもミーティングを記録・録音したりすることがあります。アソシエートは、教育ミーティングやビジネス・オポチュニティ・ミーティングを開催、主催する場合には、本規約に従わなくてはなりません。

### 6.10 規約違反の報告

すべてのアソシエートが、すべての法律、条例に明確に従う必要があります。アソシエートの規約違反が、全アソシエートの問題となり得ます。従って、当社がその営業活動のすべての登録レベル（地位）において法律、条例で定められた条件を満たすことを保証するために、アソシエートは他のアソシエートの本規約違反を発見次第、当社カスタマーサービスセンター（TEL：03-6630-7569）まで報告してください。

### 6.11 紛争の解決

他のアソシエートに対する苦情や不平が生じた場合は、まずアップラインの忠告と支援によって解決策を求めるようにしてください。

### 6.12 懲戒処分手続き

6.12.1 当社のアソシエートに対する本規約違反の申立て（以下、「申立て」）は、当社の従業員、当社のアソシエート、あるいは、アソシエートの行為によって影響を受けた第三者を「申立人」として手続きができます。申立人は、規約違反申立用紙1（以下「F1」）に必要事項を記入し、ウェブサイト（www.mannatech.ethicspoint.com）または、TEL（無料）00531-121520で報告できます。提出されたF1は規約違反対象者の直近のプレジデンシャル・ディレクターと直近のブロンズ・プレジデンシャル・ディレクター以上に伝えられます。

6.12.2 申立ては、遅延を認められる理由がない限り、当該事項の発生から6カ月以内に行わなければなりません。

6.12.3 本規約における「コンプライアンス・ディレクター」とは、当該役職についている役員または社員あるいはそれらが任命した者を意味します。

6.12.4 コンプライアンス・ディレクターはF1の文面、または申立てに関連するその他の証拠から、本規約に違反する行為ではないと判断することができます。申立人にはその旨通知が送付され、その後はいかなる他の手続きも続行されません。

**6.12.5** コンプライアンス・ディレクターは、F1の文面、または申立てに関連するその他の証拠から、本規約に違反する行為であり、申立てについての調査を要しないと決定することができます。この場合、規約違反対象者に警告通知が送付され、現在の活動を中止するよう指示されます。この警告にはアソシエートが規定の期間内に署名の上、返信しなければならない誓約書が含まれます。その結果、本規約に違反する活動が中止され、誓約書が返信されてきた場合には、その後はいかなる他の手続きも続行されません。

**6.12.6** 申立てについての調査が行われる場合には、コンプライアンス・ディレクターから、規約違反対象者に対し、「規約違反回答紙2（F2）」（以下、「F2」といいます。）が送付されます。F2は、規約違反対象者が申立てに関する詳細、認否、回答、釈明、反論等を報告し、コンプライアンス・コミッティに対し事実を明白にするためのものです。規約違反対象者は、コンプライアンス・ディレクターから送付されたF2を受け取ってから10営業日以内に、必要事項を記入の上、返送しなければなりません。当社は、アソシエートが、当社から送った「F2への記入および返却要請」を、発送後3営業日以内（海外の場合は7営業日以内）に受領すると見込んでいます。

**6.12.7** 返送されたF2を受け取り次第、コンプライアンス・ディレクターは本規約違反の有無を判断します。

**6.12.7.1** その結果、証拠不十分のために立証されなかった場合、または本規約違反がなかったと判断された場合は全当事者に「違反なし」の通知が送付されます。

**6.12.7.2** コンプライアンス・ディレクターが、コンプライアンス・コミッティによる審理が適切であると判断した場合、コンプライアンス・コミッティの審理が開始されます。その結果、申し立てが証拠不十分で立証されなかった場合、または本規約違反がなかったと判断された場合には、全当事者に「違反なし」の通知が送付されます。

**6.12.8** コンプライアンス・コミッティは、コンプライアンス・ディレクターの裁量で選出された3人以上の部門のトップで構成されるものとします。現役取締役、または法務、コンプライアンス、マーケティング、もしくはセールス部門の責任者は委員会に起用することはできません。さらに、コンプライアンス・コミッティに加わることによって、利害関係が生じるおそれがある者も同様です。

**6.12.9** 申立人は、申立ての内容について立証責任を有するものとします。申立人および規約違反対象者は自分自身の主張の裏づけとなる証拠をコンプライアンス・ディレクターが確実に受領できるようにすることに責任を負います。

**6.12.10** 申立人が申立ての撤回を希望する場合、コンプライアンス・ディレクターに書面によってその旨を通知しなければなりません。

**6.12.11** 申立人および規約違反対象者は、コンプライアンス・コミッティに対して、電話会議において自分の主張を説明するための合理的な時間が与えられます。申立人と規約違反対象者は、事前に、コンプライアンス・ディレクターに、予定された時間に連絡がとれる正確な電話番号を伝えておく必要があります。同時に、コンプライアンス・コミッティに対して、電話会議において口頭で自分の主張の説明をすることに同意または放棄の意思を書面にて伝えなくてはなりません。

**6.12.12** コンプライアンス・コミッティは、申し立てられた違反内容について、双方からの文書による主張立証と口頭による説明のみを検討します。コンプライアンス・コミッティの懲戒処分は、非公開の多数決によって決定されます。

**6.12.13** コンプライアンス・コミッティは、以下の一つ、または複数の決定を下すことができます。

**6.12.13.1** 違反の継続が更なる懲戒につながることを明記した書面による警告。アソシエートに是正措置を要求することなどが含まれます。

**6.12.13.2** アソシエート活動の一時停止。本規約の遵守を確認するために、マナテックによるフォロー・アップの監査が行われることがあります。

**6.12.13.3** 一定期間もしくはアソシエートが特定の指定された条件を満たすまで、アソシエートの権利の保留。保留となるアソシエートの権利には、製品の発注、当社プログラムの参加、報酬プランにおけるタイトル昇格、またはスポンサーとしての参加、国際的スポンサーとしての参加が含まれますが、これらに限られません。

**6.12.13.4** 表彰もしくは評価の撤回もしくは取り消し、または一定期間もしくはアソシエートが特定の指定された条件を満たすまで、当社が主催するイベントへの参加制限。

**6.12.13.5** 一定期間もしくはアソシエートが特定の指定された条件を満たすまで、コミッションの停止。

**6.12.13.6** アソシエート登録の解約処分。

**6.12.14** アソシエートがマナテック製品で特定の疾病が治癒・治療・緩和する、または防止できると宣伝したと、コンプライアンス・コミッティが認定した場合、コンプライアンス・コミッティは当該「疾病の主張の違反」の単発性および、重大性を判定しなければなりません。

**6.12.14.1** アソシエートによる「疾病の主張の違反」が1回限りのものであり、かつ重大な違反行為にあたる場合、コンプライアンス・コミッティは、当該アソシエートに違反行為の深刻さを認識させ、本規約の将来にわたり疾病関連条項に抵触するような違反行為を起こさせないように、6.12.13で定める処分のうち、適切な措置を課すことができます。

**6.12.14.2** コンプライアンス・コミッティは、アソシエートによる「疾病の主張の違反」が1回限りのものではなく、かつ重大な違反行為にあたる場合、当該アソシエートを解約し、アソシエートとして復活し、注文を再開できるまで2年以上の待機期間を課すことができます。解約された当該アソシエートは、自身のダウンラインおよび、ダウンラインから報酬を獲得する権利を全て喪失します。

**6.12.15** コンプライアンス・コミッティは処分通知によってその決定を明示します。コンプライアンス・ディレクターはその決定から3営業日以内に処分通知を申立人および規約違反対象者に送付します。

## 6.13 懲戒処分不服申立て手続き

**6.13.1** 懲戒処分の当事者（申立人および規約違反対象者）は、ゼネラル・カOUNCILに、懲戒処分が不適切である理由を説明する文書、およびコンプライアンス・コミッティに対して提出できなかった新たな証拠を文書にして提出することで、懲戒処分に対する不服を申し立てることができます。右の不服申し立て文書は、懲戒処分の当事者が、懲戒処分の通知を受け取った日から30日以内にゼネラル・カOUNCILに届いていなくてはなりません（不服申立て期間）。

**6.13.2** コンプライアンス・コミッティによるすべての決定は、規約違反対象者への処分通知の到達後ただちに発効します。

**6.13.3** 不服申立ては、上級副社長以上で当初のコンプライアンス・コミッティの検討プロセスに関与していなかった3名によって検討されます（以下、「アピール・パネル」といいます。）。現役取締役、または法務、コンプライアンス、マーケティング、もしくはセールス部門の責任者はアピール・パネルに起用することはできません。さらに、アピール・パネルに加わることによって、利害関係が生じるおそれがある者も同様です。アピール・パネルは、非公開の多数決によって決定され、①コンプライアンス・コミッティの懲戒処分の決定を支持する、②その懲戒処分の決定を棄却する、または③独断で懲戒処分の決定を覆し、証拠に基づいた新たな決定を下すことができます。

**6.13.4** アピール・パネルの決定は書面に要約され、決定後3営業日以内にコンプライアンス・ディレクターによって申立人および規約違反対象者に送付されます。

**6.13.5** アピール・パネルの決定がコンプライアンス・コミッティの決定とは異なるものである場合、マナテックはアピール・パネルの決定に従うために必要な措置を講じます。

**6.13.6** アピール・パネルの決定は最終的なものであり、その後の見直しはありません。

## 6.14 当社によるアソシエート登録の解約

**6.14.1** 当社は、アソシエートの行為が本規約に違反すると判断した場合には、当該アソシエートのアソシエート登録を解約することができます。アソシエート登録を解約する場合、当社は、当社に登録されている最新の住所に特定記録郵便によって通知します。

**6.14.2** 当社がアソシエートのアソシエート登録を解約する場合、特定記録郵便による処分通知がアソシエートに到達した時点、またはアソシエートが実際に処分通知を受領した時点のいずれか早い時点でただちに発効します。

**6.14.3** アソシエート資格を解約されたアソシエートは自身をインディペンデント・アソシエートおよびアソシエートと称することを即時に停止しなければなりません。

**6.14.4** コンプライアンス・コミッティもしくはアピール・パネルの決定、または当社による措置によってアソシエート登録が解約された場合、当社はアソシエートが既得利益を有するその他の関連ポジションに関しても登録解約に至る懲戒処分を開始する権利を留保します。

**6.14.5** 解約されたアソシエート・ポジションに付与されたすべてのコミッションは、次の資格あるアソシエート・ポジションにロールアップします。

**6.14.6** 当社は、インアクティブなアソシエート・ポジションにあるアソシエート登録を解約処分する権利を有します。

## 6.15 解約の効力

**6.15.1** アソシエート登録の解約がアソシエートによるものか、マナテックによるものかに関わらず、アソシエート登録の解約の時点で、アソシエートは、権利、資格、要求権、自身のダウンライン組織の製品売上から生じるコミッション（解約した月のコミッションを含む。）、今後のあらゆるコミッション、構築された組織の売上からのコミッションを失います。アソシエート登録の解約によって、アソシエートには、以下のような義務が生じます。

**6.15.1.1** 自分自身をマナテックのインディペンデント・アソシエートおよびアソシエートであると表明してはなりません。

**6.15.1.2** マナテック製品を販売する権利を有さないものとします。

**6.15.1.3** マナテックのロゴ、商号、商標、またはサービス・マーク等を表示したいかなる資料も使用してはなりません。

**6.15.1.4** マナテックとのやり取りを継続してはなりません。ただし、解約の不服申し立てを遂行および追及、または本規約の6.17に基づいて（登録）の復活を要求する際に必要とされるものは例外とします。

**6.15.1.5** マナテックのアソシエートがそれぞれのビジネス展開を行う際にいかなる立場においても、取り組む、共同する、またはその他の支援や補助をしてはなりません。これには販売、サポート、プロモーションにおいてマナテック・ビジネスに関連する性質を有するミーティングにおいて、何らかの役割を担当することが含まれますが、これらに限られません。

## 6.16 制裁措置

本規約に述べられていることは、アソシエート登録申請書に組み込まれ、当社とアソシエートのビジネス関係についての重要な取り決めの部分を構成します。本規約に違反したビジネス活動を行ったアソシエートは当社の信用を損なうことになります。当社はアソシエートに上述のような行為があったと判断した場合、資格解約処分を含む制裁（アソシエート活動の一時停止、製品の発注、当社プログラムへの参加、報酬プランにおけるタイトル昇格、またはスポンサーとしての参加等、アソシエートの権利の保原、コミッションの停止等を含むがこれらに限らない）を課す権利を有します。この場合の処分は当社が通知した時点で即時に有効となります。当社はアソシエートが当社から送った「処分通知」を、発送後3営業日以内に受領すると見込んでいます。

## 6.17 解約後の復活

**6.17.1** アソシエート登録を解約されたアソシエート（以下、「被解約アソシエート」といいます。）は、解約の発効日から起算して365日が満了するまで当社のアソシエートとして復活を要求することはできません。

**6.17.2** 被解約アソシエートは、マナテックのゼネラル・カウンシルに対して書面による復活の要求を提出するものとします。この要求は、復活の理由をまとめたものであり、遺漏なく記入された「アソシエート登録申請書」（本規約1.3に規定されているとおり）とともに提出されなければなりません。

**6.17.3** この要求は、アピール・パネルによって検討されるものとします。非公開の多数決によって、アピール・パネルは復活の承認または否決をするものとします。

**6.17.4** アピール・パネルの決定は書面に要約されるものとし、決定後3営業日以内にコンプライアンス・ディレクターによって被解約アソシエートに送付されるものとします。

**6.17.5** 復活の要求が否決された場合、被解約アソシエートは復活について更なる要求を行う際に、追加の365日間待機しなければなりません。

**6.17.6** 復活の要求が承認された場合、被解約アソシエートは新たなアソシエートになります。被解約アソシエートが解約に先立って保有していたポジションに復帰することはできません。

## 6.18 第三者との紛争

アソシエートの活動に起因して当社に対し、第三者から請求や要求があった場合、責任または損害の追及がなされた場合、弁護士費用等を含む出捐や経費の払い戻しを求められた場合は、これらの全てにつき当該アソシエートが責任を負うものとし、当社に負担が生じないようにするとともに、負担が生じた場合にはこれを当該アソシエートが補償するものとします。本規約はアソシエートに対し、当社を代表して行動する権限やアソシエートの行為によって、当社を契約上拘束する結果となるような権限を付与するものでもありません。

## 6.19 準拠法

本規約は、日本法に準拠しています。

## 6.20 合意管轄裁判所

本規約に関する紛争が提起されたときは、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

権利放棄：

当社は、本規約やビジネス活動を規制する法律等（以下、「諸規定」といいます。）を遵守するよう要求する権利を放棄するものではありません。これは、当社を代表して契約または合意書等を締結する権限のある当社役員が、文書で、諸規定について権利放棄の意思を示さない限り、いかなる場合にもあてはまります。仮に、当社が諸規定の違反を許容したとしても、いかなる理由であれ、いかなるときにおいても、かかる許容はその後の違反に対して適用されることはありません。本条は、「権利放棄」の概念を取り扱うものであり、上述した文書による意思表示がない状況においては、当社がいかなる権利も放棄しないということについての当社とアソシエートの合意であるものとします。

マナテックジャパン合同会社

〒108-0075 東京都港区港南2-16-3 品川グランドセントラルタワー

TEL (03) 5459-7650 (代表)

最新のアソシエート規約は  
マナテック・ホームページ (<https://jp.mannatech.com>) の  
ダウンロード資料館でもご確認いただけます。